

武蔵野市第四期長期計画・調整計画

実施状況報告書

平成 22 年 10 月

武 蔵 野 市

I 健康・福祉

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20	21	22	23	
事業	実施	実施	実施	予定	

健康で暮らしつづけるための施策

「武蔵野市健康福祉総合計画（仮称）」の策定						
	「武蔵野市健康福祉総合計画（仮称）」の策定	◎	○	○	○	第二期健康推進計画、高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画、障害福祉計画を含む武蔵野市健康福祉総合計画を策定。計画期間は平成21年度から平成23年度。計画の進捗については、本計画の策定委員の一部で構成する「健康福祉総合計画推進会議」に報告、意見をいただいている。平成24年度を始期とする次期計画は、平成23年度に策定予定。
健康増進施策の計画的推進						
	特定健康診査・特定保健指導の実施	○	○	○	○	平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者による特定健診・特定保健指導が開始。
	従来水準を維持した健康診査の実施	○	○	○	○	平成20年度から開始された特定健診・特定保健指導に法定項目以外の検査を上乗せして実施。平成20年度から眼科健康診査、大腸がん検診、若年層健康診査を実施。
	(財)武蔵野健康開発事業団との連携による保健事業の推進	○	○	○	○	平成21年10月、「健康づくり支援センター」を(財)武蔵野健康開発事業団に移管し、市民の健康づくりの拠点として拡充。
	「健康づくり支援センター」の事業の整理・充実		○	○	○	平成21年10月、「健康づくり支援センター」を(財)武蔵野健康開発事業団に移管し拡充。
	高齢者の健康づくりの推進	○	○	○	○	H21年10月、健康づくり支援センターを(財)武蔵野健康開発事業団に移管。健康づくりの拠点として、市民の健康増進活動を支援した。高齢者の健康維持・増進を目的とした地域健康クラブや浴場開放(不老体操)事業を実施。身体レベル別クラスの新設や開催場所を増やすなど充実した。特定高齢者に対する介護予防のための集団講座は、ダイレクトメールで参加を促し、健康課と健康づくり支援センターおよび高齢者支援課が合同で開催。いきいきセミナー(60歳以上の市民を対象とした教養講座等)、老壮シニア講座(市老壮連合会と共催による教養講座等)を実施。
医療ネットワークの充実						
	医療ネットワークの充実	○	○	○	○	地域医療連携フォーラムの開催。小児及び産婦人科の救急医療体制の充実を図るため、武蔵野赤十字病院との連携を強化。医師会主催の保健医療福祉サービス調整会議に、医療・行政関係機関だけでなく、ケアマネジャーやヘルパー事業所も参加。脳卒中に続いて認知症についても、専門病院や医師会と共に、連携パスを作成。

I 健康・福祉

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
妊婦健康診査の拡充					
妊婦健康診査における公費負担の拡大	○	○	○	○	平成19年度まで2回であった妊婦健康診査公費負担の回数を平成20年度は5回、平成21年度は14回に拡大。 平成21年度から助産所や里帰り出産等で健診票が使えない妊婦に対して償還払いによる受診費助成を開始。
市民こころの健康支援					
相談体制の整備	○	○	○	○	「市民こころの健康相談室」を開設。メンタルヘルスの問題を抱えた市民(本人、家族など)からの電話相談や来所相談に専門職が対応。
メンタルヘルスに対する市民意識の向上と知識普及の推進	○	○	○	○	「第二期健康増進計画」の重点施策の1つとしてこころの健康づくりを位置づけ、平成20年度より健康講座として健康教育を実施。 メンタルヘルスに対する市民の意識向上と知識の普及を図るため、市内の各種団体、教育機関などからの要請に応じ、専門の講師を派遣する出前講座を実施。
食からはじめる健康づくり					
「食」に対する市民意識向上への取組み		○	○	○	連携強化のため食育担当会議を定期的に開催。食育月間に合わせ広報などで食育の普及・啓発に取り組んだ。

就労・自立支援と社会参加の推進

高齢者・障害者の就労支援					
新しい就労支援のあり方の検討	○	○	○	○	平成20年度から障害者市役所庁内実習を開始。一般企業等への就職を目指す知的障害者および精神障害者に、市役所での事務作業等を体験する機会を提供。
高齢者・障害者の一般就労の支援	○	○	○	○	平成22年度より嘱託職員制度については、武蔵野市中老年・障害者雇用創出事業を市民雇用創出事業の一部として位置づけ、引き続き中高年齢者・障害者の雇用の推進を図っている。 障害者就労支援センターあいるにおいて、就職準備支援から就職後の定着支援まで、障害者の一般就労を総合的に支援し、平成20・21年度の2年間で75名の障害者が就職。
シルバー人材センターへの支援による就労機会の拡充	○	○	○	○	シルバー人材センター運営費の助成や日常生活支援事業の委託・市報全戸配布委託などについて支援を実施。
障害者の能力や特性に応じた就労支援	○	○	○	○	障害者就労支援センターあいるにおいて、障害者個人の適性を的確に評価し、各自の能力や特性にあった就労支援を実施。
障害者の就労支援ネットワークの構築		○	○	○	平成21年度から障害者就労支援センターあいるを中心に、ハローワーク、特別支援学校、就労支援事業所など地域の関係機関と連携して就労支援ネットワーク会議を開催。
障害者の福祉的就労の場の確保	○	○	○	○	市内の法人と協力しながら就労支援施設を拡充し福祉的就労の場を確保。
小規模作業所への支援	○	○	○	○	小規模作業所等に対して運営費補助および通所者の交通費助成などの支援を実施。障害者自立支援法の新体系に移行した作業所については、運営費補助と施設の賃借料補助、通所者の交通費助成などの支援を実施。

I 健康・福祉

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
		20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
高齢者・障害者の地域活動と社会貢献の促進						
	高齢者・障害者によるボランティア活動の機会の提供	○	○	○	○	テンミリオンハウス事業を通じ、地域住民の方に講座講師などのボランティアとして協力していただいている。
	世代間交流の拡充	○	○	○	○	中学生との世代間交流事業である高齢者パソコン教室や、境南小学校でのふれあいサロン活動を実施。境南小学校のほか他の学校でも高齢者を授業に招いて話を聞く機会をもったり、地域の高齢者を給食に招いて、交流を深めたりしている。
	趣味・文化・スポーツ活動などの推進	○	○	○	○	社会活動センターにおいて、生きがい増進を目的に、従来に加えて高齢者に対する趣味・文化活動などを推進。 シルバーシティブラン推進事業を老人クラブ連合会に委託し、趣味・文化・スポーツ活動などの各種講座を実施。 いきいきセミナー（60歳以上の市民を対象とした教養講座等）、老壮シニア講座（市老壮連合会と共催による教養講座等）を実施。
	障害者（児）の活動への支援	○	○	○	○	地域デイグループ事業、地域活動促進事業を通じて障害者（児）の活動を支援すると共に、障害者関係団体の活動に使うバスの借上料を助成している。また、障害者福祉センターでは、障害者向けの講習会を実施している。
障害者自立支援法への取組み						
	地域の実情や条件、個人の特性を踏まえた施策の展開	○	○	○	○	補装具費など障害者自立支援法の利用者負担の軽減、自立支援医療（精神通院）の診断書料助成、精神障害者向け機関紙の発行など本市独自の支援施策を実施。平成22年度からは、障害者福祉センターで中途障害者デイサービス事業を開始。

地域で支えあう福祉のまちづくり

市民が主体となる地域福祉活動の推進						
	市民社協との連携強化及びNPO、市民団体などの活動の充実支援	○	○	○	○	市民社会福祉協議会を通じ、市民の主体的な参加による福祉のまちづくりを促進することを目的としてボランティア団体等に事業費の助成を実施（平成21年度35団体、44事業に助成）。ボランティアセンター武蔵野ではボランティア団体間のネットワークづくり、ボランティア活動の普及、支援に向けた事業を展開。
	地域における助けあい活動の推進	○	○	○	○	市内で13の小地域に分かれ、地域における福祉の課題について協議、対応をしていく「地域福祉活動推進協議会（＝地域社協）」が、地域におけるきめ細やかな助け合い活動を実施。
	市民主体の地域福祉活動への支援	○	○	○	○	市民社会福祉協議会策定の地域福祉活動計画に基づき、市内を13の小地域に分けて設立された、地域における福祉の課題について協議、対応をしていく「地域福祉活動推進協議会（＝地域社協）」に活動費を交付。 平成22年度から障害者福祉センターで実施している講習会事業を市民社会福祉協議会に委託し、障害者団体やボランティア団体との連携強化と各団体の自主活動の活性化を図る。 また、テンミリオンハウス起業・運営支援事業や移送サービス事業も市民社会福祉協議会に委託し、実施。

I 健康・福祉

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
		20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
心のバリアフリーの推進						
	市民の相互理解を育む啓発活動の推進	○	○	○	○	障害に対する理解を深めるため、こころの健康相談支援事業の出前講座、障害者就労支援事業、引きこもりサポート事業の家族セミナーなどの普及・啓発活動を実施。 認知症に対する理解促進のため認知症サポーター養成講座を開催（122回開催 3044人養成（平成22年3月末現在））。9月を「認知症を知る月間」とし、キャンペーン、土曜相談会、講演会、家族介護者の集いなど様々な啓発活動を実施。
地域の安全・安心の確保						
	災害時要援護者避難支援事業の展開	○	○	○	○	平成20年度から地域社協の地域ごとに実施（平成22年度まで10地区で実施。残り3地区についても平成23年度に実施予定）。支援者については地域社協で依頼。要援護者情報は在宅介護支援センター、民生委員により調査。
ふれあい・ボランティア活動の促進						
	各種ボランティア体験事業の充実	○	○	○	○	ボランティアセンター武蔵野の事業として、「お父さんお帰りなさいパーティー」「おとぼサロン」「夏！体験ボランティア」「お仕事サロン」「高齢者施設入所者への見舞状送付事業」等を実施。
	学校教育におけるボランティア体験学習の支援	○	○	○	○	ボランティアセンター武蔵野の事業として、主に中学生、高校生を対象とした「夏！体験ボランティア」事業と小学生を対象とした「ボランティア探検隊」事業を実施。 第三中学校の生徒全員が高齢者施設入所者に夏期見舞い状・年賀状を書き、ボランティアセンター武蔵野で届けている。
地域福祉活動への支援						
	テンミリオンハウス事業のあり方の検討	○	○	○	○	テンミリオンハウス事業開始10周年を機に事業の見直しを行い、運営評価基準を改定。運営団体の5年ごとの公募制度を導入し、平成22年度より順次公募を実施。
	移送サービス（レモンキャブ）事業の拡充	○	○	○	○	平成21年度に運転協力員の公募を行い、協力員を拡大。平成12年度に事業開始以来、運行実績は年々増加。

安心して暮らせるまちづくり

地域リハビリテーションの充実						
	ライフステージに応じた支援体制の構築	○	○	○	○	子ども、教育、高齢、母子保健など市関連部署との連携を強化するための部会（子ども・成年・高齢）を設置。「子ども部会」：健康福祉部、子ども家庭部、教育部が合同で連携会議を開催。「成年部会」：高次脳機能障害者の課題について、地域支援者の合同会議を開催。メーリングリストを活用した情報提供を実施。「高齢部会」：脳卒中パスの運用及び認知症パスの開発について関連機関と協議。

I 健康・福祉

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
		20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
	日常生活や社会生活の再構築支援、療育支援も含めた新たな課題への取り組み	○	○	○	○	地域リハビリテーションの一環として、母子保健、子育て、教育など関連部門の職員による「子ども部会」を発足させ、平成21年度に就学支援シートを作成。22年度は相談窓口一覧を作成。地域療育相談室ハビットと障害者福祉課、健康課が連携し療育支援体制を整備。母子保健事業と療育事業の連携により、乳幼児健診の結果からハビット利用者も増加。 H21年4月に小児の支援機関としてみどりのこども館を開設し特に乳幼児の療育支援を充実。医療機関からの退院に際して、できるだけ安定した在宅生活に戻るために、本人・家族及びケアマネジャーへの支援ツールとして、脳卒中連携パスをその対象外の方にも応用的に運用することを、ケアマネジャーへ広報。
	保健センターの拡充と障害者福祉センターの役割の充実		□	○	○	障害者福祉センターに生活リハビリサポートするが開設され、平成22年度から中途障害者デイサービスや自立訓練、専門相談を社会福祉法人武蔵野に委託して実施。同センター内で児童デイサービスや障害児の学童クラブ事業も開始された。
地域包括支援センターと在宅介護支援センターの機能の強化						
	在宅介護支援センター、地域包括支援センター及び市役所の連携強化	□	○	○	○	在宅介護支援センターと地域包括支援センターのあり方検討会での議論を経て、市内3カ所にあった地域包括支援センター（委託）を平成21年7月に市役所1カ所（直営）に統合。
	総合的・包括的システム実現の推進	○	○	○	○	地域の支援体制における地域包括支援センターと在宅介護支援センターとの役割分担や協働体制を再構築し、重層的な支援体制作りを推進。 H21年度よりケアマネジャー研修センターを直営化、地域包括支援センターと一体的にケアマネジャー支援を実施。
	両センターのあり方の整理	□	○	○	○	在宅介護支援センターと地域包括支援センターのあり方検討会での議論を経て、市内3カ所にあった地域包括支援センター（委託）を平成21年7月に市役所1カ所（直営）に統合。 地域の個別支援は主に在宅介護支援センターを中心とし、地域包括支援センターは、介護予防支援業務について担当するほか医療連携システムなど全市の支援体制作りに取り組み、両センターが協働し、重層的な支援体制を作っていく。
障害者相談事業の充実						
	障害者相談における支援事業の拡充	○	○	○	○	地域活動支援センター、地域療育相談室ハビット、市民こころの健康相談室、就労支援センターあいるに加えて、平成22年度から生活リハビリサポートするで視覚障害、高次脳機能障害などの専門相談を実施。
障害児への支援						
	地域療育推進事業（療育相談室ハビット）の充実	○	○	○	○	平成21年度より「みどりのこども館」に拠点を移した。相談件数は事業の周知とともに増加。相談事業の他に、発達支援、親子通園、保育園や幼稚園の施設訪問などを実施。
	「こども発達支援室ウィズ」の機能拡充	○	○	○	○	平成21年度に「みどりのこども館」に移転し障害者自立支援法内の児童デイサービス事業所となった。地域療育相談室ハビットとの一体的な運営により、スタッフが連携して利用者への支援を強化。

I 健康・福祉

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
		20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
認知症高齢者施策の推進						
	認知症相談事業の充実	○	○	○	○	家族介護者の負担軽減を目的に、専門相談員による認知症相談（面談）を月1回実施していたが、平成20年4月より2回に増加、さらに平成22年4月より3回に増加。
	認知症の理解促進と地域での支援促進のための啓発活動の充実	○	○	○	○	認知症サポーター養成講座を開催、認知症に対する理解促進のための啓発活動を推進（122回開催3044人養成（平成22年3月末現在））。
	早期発見・早期診断のための受診・サポート医システムの推進	□	○	○	○	杏林大学付属病院、武蔵野赤十字病院、医師会、市が偶数月に集まり、「三鷹武蔵野認知症連携を考える会」を開催。もの忘れ相談医の公表や認知症連携のためのシートを作成するなど、早期受診につながるよう医療機関との連携を推進。
	早期に個別支援を行う体制づくりの推進	□	○	○	○	在宅介護支援センターに認知症コーディネーターを配置。個別支援への体制作りのため、月1回認知症支援に関する情報交換会を開催。
	認知症高齢者の見守り事業の推進	○	○	○	○	認知症高齢者に対する話し相手や見守りについては介護保険のサービス対象外のため、市独自の認知症高齢者見守り支援事業を平成20年7月から開始。家族介護者の負担軽減と認知症高齢者の在宅生活の支援を積極的に推進。
家族など介護者の負担軽減施策の充実						
	介護に関する情報提供、講習会の実施	○	○	○	○	家族介護者向けの「介護技術講座」では着脱や体位交換、排泄介助などの実習を6回開催（延96名参加）。 「認知症を知る月間（家族介護者の集い）」では認知症専門医からの講義と、家族同士が情報交換できる場を作り交流。 在宅介護支援センターやデイサービス事業者において家族介護者向けの講習会等を実施。
	情報交換の場やインターネットを通じたネットワークづくりの支援	○	○	○	○	平成20年度から「認知症を知る月間（家族介護者の集い）」を実施し、家族同士が情報交換できる場を作り交流。 在宅介護支援センターやデイサービス事業者において家族介護者が集える場所作りに取り組んでいる。インターネットを使ったネットワークについては未実施。
虐待防止体制の整備						
	緊急一時保護施設の活用	○	○	○	○	虐待が発生した場合に備え、高齢者の安全を確保するための緊急一時保護施設を確保。 地域自立支援協議会の権利擁護部会において検討。
	虐待防止への取組み	○	○	○	○	高齢者・障害者用の虐待防止チェックリストを民生委員等に配布。重度訪問介護の対象者に対して定期的に虐待の有無を確認。平成21・22年度に地域自立支援協議会の権利擁護部会において検討。 高齢者虐待を未然に防ぐとともに、緊急性の高い事例を早期に発見・対処できるよう体制を構築している。平成21年7月に地域包括支援センターを統合・直営化し、高齢者虐待の立入調査権を付与した。市が行う老人福祉法に基づくやむを得ない措置と一体となることで迅速な対応が可能となった。

I 健康・福祉

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20	21	22	23	
事業	実施	実施	実施	予定	

サービスの質の向上と利用者の保護

保険者としての市の責務						
	事業者間の連携とサービスの質の向上を促す取組みの充実	○	○	○	○	居宅介護支援事業者連絡協議会等の各種事業者連絡会を開催。 ケアマネジャーを市内6地区にグループ化し、事例検討会や医師会医師による講演等を通じてケアマネジャーの資質向上と連携を促進。
	介護サービスの適正化	○	○	○	○	介護サービス事業者を対象に連絡会議を実施。監査(自己点検シートによる書面検査)や、実地指導を適宜実施。 訪問介護事業者連絡会議では、サービス提供責任者研修等を実施。
	地域の実情や条件に応じた施策の検討	○	○	○	○	地区別ケース検討会の他にもケアマネジャー全体研修会・体系的なケアマネジャー研修を実施。ケアプラン指導研修事業では、保健・医療・福祉の専門分野で活躍されている方7名をケアプラン評価委員として委嘱。 介護認定審査会委員全体研修会・認定調査員研修では、要介護認定調査の精度を高めるために制度改正などに対応した研修を実施。
権利擁護事業と成年後見制度の利用促進						
	成年後見制度における申立費用助成制度の拡充	○	○	×	×	平成18年度に低所得者に対する成年後見報酬費用助成要綱を制定したが、同要綱を適用した実績がなく、単なる補助では低所得で身寄りのない者に迅速に後見人を付けるというセーフティネット機能のニーズにこたえられないことから、平成21年度に市と(財)武蔵野市福祉公社の間で、低所得者の方の成年後見市長申立を行う場合は、福祉公社を後見人候補者として推薦し、福祉公社は積極的に後見業務を受任するという趣旨の協定を締結した。
	権利擁護事業と成年後見制度の利用促進	○	○	○	○	(財)武蔵野市福祉公社を成年後見推進機関として、権利擁護に関する相談や成年後見申立に関する相談、申立事務の支援、市民対象及び関係機関対象の講習会を実施し、権利擁護事業と成年後見制度の利用促進に努めている。
第三者評価への助成						
	受審費用の一部助成の実施	○	○	○	○	事業者に対して評価の受審費用の一部を補助。

サービス基盤の整備

地域サービスの拡充						
	ショートステイ・デイサービス等の施設整備の方策の検討	◎	○	○	○	平成22年度に緊急用ショートステイを2床確保。 平成22年5月に特別養護老人ホーム「さくらえん」、7月に老人保健施設「あんず苑アネックス」、平成23年3月(予定)に認知症高齢者グループホームが開設し、第4期介護保険事業計画の施設整備計画が完了。 平成20年度の「井の頭はうす」の開設により、三駅圏に市単独の障害者ショートステイの整備が完了。

I 健康・福祉

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
		20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
	福祉施設活用の方策の検討	○	○	○	○	認知症デイサービスなどの福祉施設において家族介護者に対する相談や支援など、高齢者の在宅生活を維持するためのサポート機能を充実。障害者ショートステイ施設「井の頭はうす」での自立生活体験事業は、希望者が多く、待機者が増えているため、平成22年秋から「桜はうす・今泉」での自立生活体験事業の拡充。
	東部地区障害者ショートステイ施設における幅広い事業展開	○	○	○	○	「井の頭はうす」では、自立体験やミドルステイ、相談事業など市民ニーズに応じた幅広い事業を実施。
	住み替えや共同住宅の活用・整備の研究	□	□	□	□	国・東京都が発表する制度等について、住宅対策課と情報を共有し、その活用等について検討。
介護者の人材育成						
	介護者の人材育成	○	○	○	○	視覚・知的障害者ガイドヘルパー、精神障害者ヘルパー、ホームヘルパー2級などの養成研修、及びその後のフォローアップ研修を実施。平成21年度以降、医療に関する研修の機会を多く設置。(財)武蔵野市福祉公社ホームヘルプセンター武蔵野で実施しているホームヘルパー2級養成講習会について、平成21年度から緊急雇用対策として授業料の還付制度を実施。
福祉施設のあり方の検討						
	「くぬぎ園」のあり方の検討	□	□	□	□	平成21年6月に桜堤地域福祉施設のあり方検討委員会を立上げ、平成22年3月に報告書をまとめた。
	障害者福祉センター内小規模作業所の方向性の検討	□	◎			平成21年度末で、障害者福祉センター内の小規模作業所を閉所。通所者が円滑に新しい生活に移行できるように支援中。センター内の小規模作業所の場所では、児童デイ・障害児学童および生活リハビリサポートすばるを運営開始。
サービス基盤整備への市の責務						
	総合的なサービス提供の仕組みの検討・整備	□	□	□	□	施設整備については、武蔵野市健康福祉総合計画にのっとり着実に実施。地域リハビリテーションの実践として、地域生活にかかわるあらゆる組織、人が連携した体系的な支援が必要である。脳卒中連携バスや認知症サポーター事業等で試行しているが、次期計画策定でも引き続き検討していく。

II 子ども・教育

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20	21	22	23	
事業	実施	実施	実施	予定	

子育て支援施策の総合的推進

地域社会全体で取り組む子育て支援の構築					
子育てSOS支援センターの事業拡充	○	○	○	○	子育て支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の中核機関として、関係機関との連携のうえ児童虐待の防止や子どもの養育が難しい家庭への支援を実施するとともに、子育て情報の提供を実施。
地域での共助のネットワークづくり	○	○	○	○	地域のコミセンを利用した、自由来所型の子育てひろば事業「コミセン親子ひろば」を現在10か所で実施。 保育園における子育て支援事業(あかちゃんのひろば、プレママのひろば、園庭開放、育児講座など)を実施。こどもテンミリオンハウス「あおぼ」における、ひろば事業・一時保育事業などを実施。平成20年度から保育課内に「子育て支援担当」を設置し、市の子育て支援事業の横断的な支援をはじめ、地域福祉の会などの活動を支援。
子育てグループづくり等への支援	○	○	○	○	市の子育て支援推進担当職員(嘱託2名)が、自主グループの活動を支援。
子育て情報交換の場としてインターネットを活用する方策の検討	□	□	□	□	情報交換の場としてではなく、情報発信を充実させる方向で検討中。具体的には、市の子育て支援情報誌「すくすく」の掲載画面から、主管課や他機関のサイトにリンクできるような、より検索しやすいものに変えていく。
子ども協会の法人化の推進	□	○	○	◎	平成22年2月1日に一般財団法人武蔵野市子ども協会を設立。現在は平成23年4月1日の公益財団法人化に向けて公益認定申請中。
保育サービスの拡充					
待機児解消の推進	○	○	○	○	平成20年度は、認証保育所3施設を新設(定員30名×3施設)、家庭福祉員を1名増員(定員2名)。 平成21年度は、認可保育所1施設新設(定員96名)、家庭福祉員を1名増員(定員3名)。 平成22年4月に認証保育所1施設を新設(定員30名)、家庭福祉員を1名増員(定員2名)。 平成22年11月から資格を持つ方が数人で保育する「グループ保育」を試行する予定。
様々な主体による保育サービスの展開	○	○	○	○	保育園における子育て支援事業(あかちゃんのひろば、プレママのひろば、園庭開放、育児講座など)を実施。一時保育事業、産前産後支援ヘルパー事業、子育てショートステイ事業、ファミリーサポート的事業など多様なニーズに対応した様々な事業を実施。
公立保育園の運営形態の検証・検討	○	○	○	○	平成21年度は「武蔵野市公立保育園の役割及び認可保育園の運営形態を考える委員会」を設置し検討。結果を第三次こどもプランに盛り込んだ。 平成22年5月に「新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体変更に関する基本方針」を策定。 平成23年4月に2園、平成25年4月に3園の設置・運営主体を武蔵野市子ども協会に移管する予定。

II 子ども・教育

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20	21	22	23	
事業	実施	実施	実施	予定	
子どもの安全・安心					
地域で子どもを守る体制づくりの推進	○	○	○	○	<p>学校、子育て施設、地域において、防犯機能の強化、不審者情報の提供、「子どもを守る家」の拡大など、地域で子どもを守る体制づくりを推進。子どもを守る家のネットワークの拡充、青少年問題協議会による地域活動の強化、自転車防犯帯の協力者の拡充、不審者に対する情報ネットワーク体制の整備、CAP（子どもが自分自身で身を守るためのプログラム）の推進に努める。</p> <p>平成21年度は、例年実施している全対象者に対する状況調査に加え、アンケート調査も実施。</p> <p>CAPプログラムについては、小学校全12校中、9校で実施され昨年より1校増加。また青少協地区委員会の協力により、地域安全パトロール・登下校時の見守りなども積極的に実施。</p> <p>平成17年度までに市立幼稚園、市立小・中学校への防犯カメラ設置を完了。</p> <p>市立小・中学校において、セーフティ教室等防犯訓練を実施。</p>
子育て家庭への支援					
自由来所型の遊び場提供事業の拡大	○	○	○	○	<p>「コミセン親子ひろば」は、現在、10ヶ所のコミセンで実施。市の子育て支援推進担当職員が各コミセンを月1回出張訪問し、手遊びや情報発信、相談業務等を実施。平成21年度からは「公園親子ひろば」、「ふたごちゃん・みつごちゃんのつどい」も実施し、充実を図っている。</p>
保育所や保育士経験者を活用した相談事業などの実施	○	○	○	○	<p>保育園における子育て支援事業（あかちゃんのひろば、プレママのひろば、園庭開放、育児講座など）を通じて各相談事業を実施。</p>
図書館における子育て支援事業の拡充	○	○	○	○	<p>平成14年度からむさしのブックスタートとして、0歳児及び3歳児を対象とし、保健センターで実施している健診の参加者に対して、図書館員が保護者へメッセージを伝えるとともに、ブックスタートバック（絵本、アドバイス集等）を配付。またフォロー事業として専門家による乳幼児向けおはなし会を市内各図書館で実施。</p>
私立幼稚園及び保護者に対する支援	○	○	○	○	<p>就園奨励費・保護者補助金・入園料補助金を交付し、保護者の負担を軽減。園に対しては、従来の運営費や預かり保育への補助に加え、特別支援教育事業や耐震設備等の補助を新たに実施。</p>
ひとり親家庭自立支援計画の策定	□	□	□	○	<p>経済的に自立の困難性が高いひとり親家庭に対し、各種法令や要綱に基づき、経済的支援（児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭医療費助成・住宅費助成・ホームヘルプサービス等）や母親の就業の支援（母子家庭自立支援給付金支給事業等）を実施。総合的に支援を行うための事業のサービスメニューの体系化を行う。</p>
義務教育就学児医療費助成拡充の検討	□	○	○	○	<p>平成21年10月1日から小・中学生の医療費の助成割合を1割助成から3割助成に拡大、保険診療自己負担分の本人負担額全額無料化。</p>

II 子ども・教育

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20	21	22	23	
事業	実施	実施	実施	予定	
第三次子どもプラン武蔵野の策定					
第三次子どもプラン武蔵野の策定	□	□	◎		次世代育成支援対策推進法の後期行動計画と第四期長期計画・調整計画の実実施計画の性格を併せ持つ「第三次子どもプラン武蔵野」を策定。推進にあたっては「子ども施策推進本部」による進行管理を行い、「子どもプラン推進地域協議会」でも協議。また、施策の実施状況について公表し、PDCAサイクルの推進を図る。

親子のふれあいと家庭への啓発

体験事業を通じた親子のふれあい					
自然体験などを通じた親子のふれあいの機会の提供	○	○	○	○	子どもの心身に合わせた自然体験活動ができるよう、事業の整理・体系化を実施。親子棚田体験事業(年2回)、鳥取県家族ふれあい長期自然体験事業を実施。 平成19年度より「家族で楽しむ!二俣尾自然体験」事業を開始し、親子がふれあう機会を提供し、より身近な自然の中で行う自然体験活動を提案・実施。 「親子ミニミニジャンボリー」は、親子一緒に自然体験事業に参加することで、家族の絆を深めることを目的に実施。平成22年度は高尾の森わくわくビレッジを利用した日帰り事業を実施。
子育ては親育て					
成長段階に応じた体験学習や親となる若い世代を対象とした講座の提供	○	○	○	○	中学生・高校生リーダー講習会のプログラムの1つとして「保育体験ボランティア」を実施し、中高生が幼児と触れ合う機会を提供。 平成23年度以降は地域青少年リーダー制度の構築と合わせて実施。
子育ては楽しキャンペーンの実施	○	○	○	○	「子育ては楽しフォトコンテスト」を実施。平成21年度からはコンテスト表彰式当日に「フォト講座」をあわせて実施。応募者、参加者の中には父親も多く、父親の子育て参画のきっかけとなっている。
子育て家庭への「食」の啓発					
子どもの食環境に関するキャンペーンの推進	○	○	○	○	「親子で手づくり楽しい食卓キャンペーン」として、武蔵野野菜たんけん隊、親子でクッキングを実施。
献立を通じた食に関する知識の啓発	○	○	○	○	保育園児に対し調理保育、皮むきの手伝い、地元業者による食材の話等、保護者に対しては「献立」、「おいしい通信」などの配布、給食の試食会等を実施。地域の親子に対しては、離乳食講座などを実施。 学校給食の献立表や調理場だより、食の大切さや食に関する情報を掲載し各家庭に配布。給食献立表は毎月、給食調理場だよりはおおむね各学期1回の割合で発行。

II 子ども・教育

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20	21	22	23	
事業	実施	実施	実施	予定	

子育て支援施設の整備

保育施設などの整備						
	保育施設の多様な整備	○	○	○	○	平成20年度は、認証保育所3施設を新設(定員30名×3施設)、家庭福祉員を1名増員(定員2名) 平成21年度は、認可保育所1施設新設(定員96名)、家庭福祉員を1名増員(定員3名) 平成22年4月に認証保育所1施設を新設(定員30名)、家庭福祉員を1名増員(定員2名)。 平成22年11月から資格を持つ方が数人で保育する「グループ保育」を試行する予定。
	都営武蔵野アパート建替えに伴う子育て支援施設の整備	○	◎			平成21年4月に緑町都営第3団地8号棟の1階に発達に気になる子どもたちとその親を支援する「地域療育相談室ハビット」、配慮が必要な子どもの通園施設「こども発達支援室ウィズ」、おもちゃを通して親子でのびのび遊ぶ場「おもちゃのぐるりん」の3施設からなる「みどりのこども館」を開設した。
児童館のあり方の検討						
	桜堤児童館のあり方の検討	□	□	□	○	桜堤児童館は、0123施設や地域子ども館の設置状況、保育需要などを踏まえ、財政援助出資団体やNPO法人、市民による地域子育て支援サービス施設や保育サービス施設への転用を含めて検討、施設の有効活用を図る。 第三次子どもプラン武蔵野の重点的取組の一つとして、①桜堤児童館の役割を0123施設、認定こども園境こども園(仮称)、地域子ども館あそべえ、武蔵野プレイスなどに全市的に発展的に展開すること、②役割を各施設に移したあと、桜堤児童館を0123施設に転用し、0123境(仮称)を設置することを検討する旨、記載。
	西部地域の子育て支援施設再編の検討	□	□	○	○	武蔵境圏の他の子育て支援施設の再編や複合型の子育て支援施設の可能性などを視野に入れながら、新0123施設新設の研究会などを設置して、具体的な検討を進める。第三次子どもプラン武蔵野の重点的取組の一つとして、①桜堤児童館の役割を0123施設、認定こども園境こども園(仮称)、地域子ども館あそべえ、武蔵野プレイスなどに全市的に発展的に展開すること、②役割を各施設に移したあと、桜堤児童館を0123施設に転用し、0123境(仮称)を設置することを検討する旨記載。また、武蔵野市境こども園(仮称)開設準備委員会を設置。さらに施設整備については、設計業者の選定を行った。
境幼稚園の将来像及び泉幼稚園跡地利用						
	新しい子育て支援施設の検討	○	○	○	○	平成20年度は、武蔵野市立境幼稚園の発展的解消後の子育て支援施設検討委員会及び検討プロジェクト会議で、施設の方向性などの検討を実施。平成21年度は、「境こども園(仮称)開設準備委員会」を設置、また園舎建設設計業者の選定を実施。開設は平成25年4月(予定)。

II 子ども・教育

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20	21	22	23	
事業	実施	実施	実施	予定	
泉幼稚園跡地利用のあり方の検討	□	□	□	□	第三次子どもプランの中で、西部地区における子育て支援施設の再編の方向性が定まり、全市的な視点から、必要な施設のあり方が決定するまでは、一時使用を続けていく旨を記載。

学校教育の充実

「身体・言語・自然」を重視した教育					
子どもの心身の健康づくりへの支援	○	○	○	○	体育指導や体育的行事の充実を図るとともに、外遊びの奨励や運動部活動の活性化を推進。児童生徒の望ましい生活習慣や食習慣の育成のため保護者への啓発を実施。市立小中学校の体力向上を図る取組を推進するため、市内中学校総合体育大会やランニングフェスティバルを実施。
体力向上のための教育活動の推進	○	○	○	○	体力調査の結果を生かし、各校ごとに体力向上の取組を実施。体育の授業をはじめ、運動会・マラソン大会等の体育的行事の充実、さらに外部指導員の配置拡充による部活動への支援など、体力向上のための多様な事業を推進。生涯学習スポーツ課と連携し、市内の大学生を外部指導員として、市立中学校に派遣。
言語力向上のための教育活動の推進	○	○	○	○	すべての教科や領域を通して、意図的・計画的に児童・生徒の言語力向上を図る取組を充実。市の教育開発校を指定することにより、言語活動の充実について研究を深め、研究成果を市内全校へ普及し啓発。
学校図書室の活用推進	○	○	○	○	蔵書情報をデータベース化し、図書の検索や管理に活用。市立全小中学校への「図書室サポーター」の配置により、司書担当と連携しながら図書室資料の整備、図書室データベースの維持管理や児童生徒の調べ学習への支援等を実施。
学校図書室と市立図書館の連携の研究	○	○	○	○	市立図書館と連携し、小学校第3学年を対象に「読書の動機付け指導」を実施。子どもたちの文芸活動を奨励し、優れた文芸作品を顕彰するため「子ども文芸賞」を実施。平成20年度に「学校と市立図書館との連携検討委員会」を設置し、子どもたちへより豊かな読書環境や学習環境を整備していくための検討を進め、平成22年2月に「学校と市立図書館との連携検討委員会報告書」を作成。
身近な自然を活用した自然体験・勤労生産体験活動の実施	○	○	○	○	学校ビオトープや学校農園等を活用して季節ごとの植物や水辺の生き物の観察などを行い、自然の営みの不思議さや環境保全の大切さなどを学んでいる。また、地域の農園を借りて行う無農薬野菜作りや栽培活動といった教育も実施。
セカンドスクール・プレセカンドスクールの推進	○	○	○	○	セカンドスクールの「ガイドライン」や「実施の手引き」を作成。市立全小中学校において引き続きプレセカンドスクールを実施。

II 子ども・教育

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
事業					
武蔵野市の特色ある学校教育のあり方の検討	○	◎			武蔵野市教育基本計画(仮称)策定委員会を設置し、平成22年度から平成26年度までの5年間において目指す学校教育の基本的方向性を示した「学校教育計画」を策定。「知性・感性を磨き未来を切り拓く 武蔵野の教育」を基本理念とし、7つの基本方針のもと27の施策を体系化。
次世代の市民育成のための教育の推進					
自他を尊重する態度を養う教育の推進	○	○	○	○	「道徳の授業公開と地域懇談会」を市立全小中学校で実施。全学級で道徳の授業を公開するとともに、家庭や地域と連携した道徳教育のあり方について保護者や地域の方々との協議や意見交換を実施。
芸術・文化体験を通じた心の教育の推進	○	○	○	○	オーケストラ鑑賞教室や演劇教室等の文化・芸術的体験を実施。また、「ジョイントコンサート」等の取り組みを通して子ども自らが文化・芸術的な創造性をはぐくむ活動を充実。
キャリア教育の体系的推進	○	○	○	○	小学校段階から、9年間を見通した系統的・計画的なキャリア教育を進めるために、キャリア教育の全体計画や年間指導計画の見直しと検討を実施。また、市立全中学校において、中学校2年生を対象とする職場体験を実施。
環境教育の充実	○	○	○	○	各教科や総合的な学習の時間などにおいて、本市の地域環境の特性を生かした環境学習を推進。特に、学校ISOや学校ビオトープ、太陽光発電等の本市独自の特色を生かした環境学習の実践や全校でのCO2削減の取組を充実。
今日的課題に対する教育の取組みの推進	○	○	○	○	子どもたちの発達段階に応じてICT機器を活用し、情報を選択したり、活用したりする能力等を育成。メールやネットでのトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、家庭や関係機関と連携し、情報モラル教育を推進。
「確かな学力」の向上					
個性や学力に応じた柔軟な指導の充実	○	○	○	○	学習指導員やティーチングアシスタントを配置。つまずきのある児童・生徒の個別指導への支援など、個に応じたきめ細かな指導を充実。放課後や土曜日など、「学習支援教室」において、希望する児童・生徒を対象とした学力補充や学習相談を実施。
少人数教育の方策の研究	○	○	○	○	児童生徒一人一人にきめ細かな指導を行うため、各校で学習指導員を活用したティームティーチングや少人数指導を推進。少人数学級を実施している自治体等の成果や課題を分析する等、少人数教育の研究を実施。
学力向上を図るための調査の実施と調査結果の活用	○	○	○	○	市独自の「学力向上を図るための調査」実施。結果を分析のうえ、各学校ごとに「授業改善推進プラン」を作成。

II 子ども・教育

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
事業					
小学校高学年における教科担任制の拡充の検討	○	○	○	○	市立小学校10校で教員免許をもつ理科の専門性の高い理科専科教員を高学年に配置し、観察・実験や問題解決学習を中心とした、児童が主体的に学ぶ授業を充実。 理科専科教員配置の成果と課題を整理し、他教科における小学校教科担任制のあり方について検討。
学校教育力の向上					
教員のニーズにあわせた研修の実施	○	○	○	○	若手教員が増える中で、実践的指導力の育成のために、初任者研修や2、3、4年目の教員を対象とした年次研修を充実。 授業研究リーダー研修会を通じて各校研修会のリーダーとなる教員を育成。 管理職や主幹教諭を対象にした職層研修、夏季休業日に実施する教員自らの選択による本市主催の研修を充実。
学校支援体制の充実	○	○	○	○	授業研究リーダー研修等の教員研修をとおして教員の授業力の向上を図るとともに、確かな学力向上実践推進校を指定し、学校にきめ細かな指導・助言を実施。 学校の教育活動に地域の教育力を積極的に活用できるように、「地域の人材リスト」を作成し、全校で情報を共有。 教育アドバイザーの派遣により、学校支援体制を充実。
外部指導者の活用による部活動の充実	○	○	○	○	学校の教育活動に地域の教育力を積極的に活用できるように、「地域の人材リスト」を作成し、全校で情報を共有。 地域や近隣大学と連携し、外部指導員を学校部活動へ配置。 市立小中学校の音楽活動に対して、合奏指導、演奏技術の指導、指揮などの支援を実施。
学校教育現場での地域人材の活用	○	○	○	○	学習サポーター（学習補助員）導入やティーチングアシスタント（教員志望の学生）を活用。学校の教育活動に協力を申し出ている人材について、名簿を作成し情報を提供するなど、人材バンクとして整備。
近隣の大学や企業と連携した学校支援ネットワークの研究	○	○	○	○	理科教育推進協議会を設置し、本市の理科教育の方向性を協議するとともに、企業や大学等と連携した授業を実践。これをもとに、連携の範囲を広げるとともに、支援ネットワークの構築を研究。
学校教育における情報化の推進	○	○	○	○	I C T機器を用いた授業の有効性を検証するとともに、普通教室、特別教室等の教育用コンピュータシステム、校内L A Nの整備について引き続き検討。また、それらを活用する教育用コンテンツの開発・共有化。老朽化しているコンピュータ室の更改を計画的に実施。
サポート制度、相談機能の充実					
特別支援教育の推進	○	○	○	○	市立小・中学校では、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名を行い体制を整備。市教委では、専門家スタッフなどの相談支援や特別支援教室やサポートスタッフなどの個別支援事業を実施し、各校における特別支援教育の取り組みを支援。

II 子ども・教育

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
		20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
	特別支援教育推進計画の策定	○	◎			武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会を組織し、検討。平成21年4月「武蔵野市特別支援教育推進計画」として教育委員会承認。
	相談・支援機能のネットワーク化	○	○	○	○	教育支援センターでは、来所相談と学校派遣相談を一体的に実施し教育相談に関する連携を充実。地域リハビリテーション子ども部会を通じ、福祉・子育て部門など相談支援機能と連携。
	不登校児童・生徒への対応の充実	○	○	○	○	学期初めの実態調査及び、それに基づく学校からの聞き取り、関係各課との情報の共有など連携を強化し、きめ細かな対応を推進する。チャレンジルーム（適応指導教室）の指導員・講師を増員。教育支援センターにスクールソーシャルワーカーを配置するなど指導体制を整備。
学校経営体制の充実						
	開かれた学校づくり協議会の推進	○	○	○	○	開かれた学校づくり協議会に学校支援や学校関係者評価の機能を持たせ、活性化。今後協議会による関係者評価を生かした経営改善のためのマネジメントシステムを確立していく。
	学校間（幼保・小・中・高）の連携	○	○	○	○	「小中合同研修会」を市内の全中学校区で実施し、小中学校の教員が連携した学習指導や生活指導のあり方について協議。また、幼稚園・保育園と小学校との定期的な連絡会を実施。
	教員用コンピュータの整備と学校の情報セキュリティ対策の確立	○	○	○	○	教材作成と校務用として教員1人1台のコンピュータを配備しネットワークを構築。平成22年度6月3校、9月15校にネットワーク及びパソコンを配備。導入の際、教育委員会にてセキュリティポリシー、対策基準、実施手順を策定。学校に対して研修などを実施し、セキュリティ対策の徹底を図っていく。
市立学校の計画的な整備の推進						
	学校施設改築・改修の推進	○	○	○	○	市立小中学校施設の耐震性能整備は平成21年度に100%完了。既存施設については、計画的な劣化予防保全や機能的改良保全を図りながら長寿命化に努める。今後もFM手法を取り入れた施設整備を実施。
	旧桜堤小学校の活用の検討	□	□	□	□	旧桜堤小学校施設・用地の活用については、市全体の施設配置を考慮し判断する必要があるため、市長部局と連携し検討していく。
食に関する教育の充実						
	学校と家庭が連携した食育プログラムの取組みの強化	○	○	○	○	各小中学校では、教員の中から食育リーダーを選任し、学校ごとに食育推進チームを組織して、年間指導計画に位置づけて食育を推進するとともに、家庭との連携を進めている。家庭での食育の大切さを伝えるため、調理実習や新作メニュー発表会などの親子参加の催し、平成22年度から始めた給食・食育フォーラムなど保護者を対象とした催しを実施。食育の大切さと家庭での食育のあり方を伝えるほか、学校保健委員会等に栄養士や給食・食育財団の専門家などが参加して、食育の講演などを実施。

II 子ども・教育

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
		20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
	学校給食における食育の取組みの強化	○	○	○	○	小学校では、栄養士や調理員が全クラスを訪問し、栄養指導や給食調理を紹介。また、給食だよりを通して給食の献立や食材の紹介を行い、食に関する知識の提供や食の大切さを伝えている。中学校では、中学校給食の実施に伴い、給食の献立や食材を紹介する放送原稿をつくり毎日昼休みに放送。また食育の授業に栄養士や給食・食育振興財団の専門家が講師をつとめるなどの支援を実施。
	学校給食を通じた地域との連携・食文化の継承	○	○	○	○	給食食材に市内産野菜を積極的に使用。日々の給食だよりや給食紹介の放送で市内産野菜やその生産者を紹介。 給食献立に、伝統行事にちなむ行事食や、旬の食材を積極的にとり入れ、給食だよりや放送で紹介。 地域に根ざした給食づくりというテーマで、食の大切さを市民に伝えていく試みとして平成22年度より給食・食育フォーラムを実施。
	桜堤調理場の老朽化に対する対策の研究	◎				一定のメンテナンスをしていけばまだ使用できるという判断のもと、平成20年度に大規模な耐震補強工事を実施。今後、定期的に適切な施設改修を行い、中学校給食の調理施設として使用していく。
	弁当選択制による中学校給食の実施	○	○	◎		平成18年度の「中学校給食検討委員会」、平成19年度の「中学校給食実施計画策定委員会」の報告を踏まえ、平成20年度から、段階的に弁当選択制による中学校給食を実施。平成22年4月の第四中学校の実施をもって、全6校での実施を完了した。
	食の安全と質及びコストのバランスを考慮した学校給食の民間委託など業務のあり方の検討	□	◎			平成20年度に「学校給食運営検討委員会」を設置し、民間委託を含めた今後の学校給食業務のあり方を検討。その中で、一般財団法人を市の出資によって設立し、市の関与により公の責務を担保しつつ、コストバランスのとれた運営を行うことと、地域と連携した食育の推進を進めていく方針を示した。 平成22年3月一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団を設立。

青少年施策の充実

青少年育成施策の拡充						
	土曜学校の充実	○	○	○	○	学校休業日となった土曜日を活用して、小中学生を対象に体験を中心とした学習の場として「土曜学校」を開設。「ひらめく、かんじる、かんがえる」をキーワードに平成22年度は21講座を実施。
	土曜学校支援組織の育成	○	○	○	○	土曜学校支援臨時職員（サタデーサポーター）を任用し、市民が事業運営の一部を担っている。平成22年度は23名を任用。
	地域子ども館の充実	○	○	○	○	自由来所型の特性を生かしながら、子どもたちに安心して遊ぶことができる居場所を提供。高学年児童の参加が少ない、特別な配慮が必要な子どもが増加している等々の課題があるため、平成22年7月に小学生の放課後施策推進協議会を設置し、その他の放課後施策の課題と併せて検討していく。

II 子ども・教育

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
地域子ども館と学童クラブの連携の推進と統合の研究	○	○	○	○	学童クラブ指導員と地域子ども館館長との合同研修においてグループワークを毎回実施し、問題意識の共有と情報交換の活発化を促進。連携のあり方については、事務局による他自治体への視察と指導員・館長合同研修での討議を実施し、一部のクラブで地域子ども館とのミーティングや行事を合同実施。また、小学生の放課後施策推進協議会において連携の推進等について協議し、運営主体の一体化を図る。
年齢に応じた子どもの土曜日の過ごし方についての検討	□	□	○	○	子どもの良質な発達環境の確保と、親の子育てと仕事の両立支援の双方の観点から、年齢に応じた子どもの土曜日の過ごし方について検討を実施。小学生の放課後施策推進協議会において、地域子ども館あそべえ事業、学童クラブ事業、桜堤児童館事業や土曜学校も含めた小学生の放課後と土曜日の時間の過ごし方や、各事業における施策の課題等について検討していく。
学童クラブの小学校内及び隣接地への移転の推進	□	○	○	○	「学校内あるいは隣接地への移転を検討する」という方針に基づき、平成21年度に五小こどもクラブを校内移転。平成22年度は井之頭こどもクラブ及び境南こどもクラブの校内移転を予定。
市民グループ等が行う放課後児童健全育成事業の支援	□	○	○	○	学童クラブ開設のために必要な情報提供等の援助を継続して行った結果、平成21年度に学校法人武蔵野東学園が小学校校舎内に学童クラブを開設。民間学童クラブ運営費補助金交付要綱を改正し、特に障害児受入れに対する援助を充実。これにより平成22年度には社会福祉法人武蔵野千川福祉会が障害児学童クラブを開設。今後も民間が運営する学童クラブに対して、必要な支援を行う。
自然体験事業の拡充					
子ども自然体験の体系的推進	○	○	○	○	現在、むさしのジャンボリーをはじめ、セカンドスクールやハバロフスク自然交流使節団、自然クラブ、登山など多くの自然体験事業を実施。平成18年度から自然体験の効用や事業のPR等を行うため発行している子ども自然体験ガイドを、継続して作成。
野外活動施設の適切な管理運営	○	○	○	○	季節に合わせて子ども達が多く自然体験ができるよう、既存の野外活動施設を有効活用した事業を実施。宿泊機能を持つ唯一の市民施設である「市立自然の村」は、指定管理者制度に基づき引き続き運営。冬期開設の取り組みも4年目を迎え、利用促進バスも冬季運行を含め14回実施(参加者170名)。平成21年度は、一部に管理不備が見受けられたが、指定管理者とともに管理体制を見直し、安全な施設運営の取組を強化。富士高原ファミリーロッジ廃止。

II 子ども・教育

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
		20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
	学校、地域、NPOなどとの連携の強化	○	○	○	○	ジャンボリーにおける地域ボランティア、青少年団体やNPO法人などの団体・自主グループとの連携を深め、それぞれの立場から子ども達へ働きかけができるよう、学校、地域、NPO法人等との関係を深め、連携を強化。 自然体験に係る指導者講習会に地域NPOの講師を派遣。 プレーパークの運営は、平成21年にNPO法人としての認証を受けた市民団体が実施、年間10,000人を越える来場者となっている。
	自然体験の効用の周知・啓発	○	○	○	○	自然体験は、子どもたちにとって、自然の厳しさや恩恵を知り、生命や自然への畏敬の念を育て、また自然と調和して生きていくことの大切さを理解することができる貴重な機会であると捉え、親をはじめとする全市民が自然体験活動へ積極的に取り組んでもらうための周知・啓発活動を実施。 子ども自然体験ガイドの発行。 保護者も合わせて対象にする親子ふれあい事業などを引き続き実施。
	指導者の拡充と人材育成	○	○	○	○	将来の自然体験事業の核となる指導者や地域リーダー育成のための講座などを実施。 平成21年度は子ども自然体験指導者講習会をこれまでの春から秋に実施時期を変更し、参加者の増加を図ったが、平成20年度の64人から平成21年度は48人と延べ人数では減少。 中高生リーダー講習会において、ジャンボリー等地域自然体験事業参加のきっかけづくりを目的に野外デイキャンプ講習を実施。
青少年育成環境の整備						
	境冒険遊び場公園の運営	○	○	○	○	平成20年度「境冒険遊び場公園」を開設し、プレーパーク事業を実施。運営をプレーパークの設置を市とともに検討してきた市民団体（現NPO法人）に委託。 遊び環境づくり、地域住民とのコミュニケーション、遊具の安全管理や事故への適切な対応など様々な役割が求められるプレーリーダーのレベルアップを図るため、研修を団体が実施。 地域に根ざした活動として、多くの市民や市内大学、高校生などが参加しやすい体制についても研究する。 平成21年度末の来場者の累計は22,000人超。
	中高生の地域での活躍の場の充実	○	○	○	○	中高生向けに「中高生リーダー講習会」を実施。講座受講者は保育園や児童館などの施設や地域行事等にボランティアとして従事している。 受講希望者は増加傾向（H20 95名 → H21 121名）、引き続き中高生、特に中学1年生の参加が多い。 むさしのジャンボリー・サブリーダーの参加資格として中高生リーダー講習会を義務付けて4年を迎えたが、毎年参加希望者が100名前後あり、地域活動への導入部分としての効果は非常に高い。 今後、意欲と能力のある青少年に対してよりレベルの高い講習を行い、単なる野外活動の指導にとどまらず地域活動の担い手として位置づける『地域青少年リーダー制度』を創設する（第三次子どもプラン武蔵野において重点的取組として記述）。

II 子ども・教育

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
		20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
	武蔵野プレイス（仮称）での中高生の活動場所の整備	○	○	○	◎	武蔵野プレイス地下2階に、サウンドスタジオ（2室。楽器演奏）、パフォーマンススタジオ（ダンス、演劇等）、オープンスタジオ（軽運動）、クラフトスタジオ（美術、工芸等）、スタジオラウンジ（自由滞在型オープンスペース）等を整備（平成23年7月開館予定）。 青少年の居場所について、児童青少年課において児童館やプレーパークなど児童青少年課所管施設の現況について把握に努め、武蔵野プレイス開設準備室と協議。 子どもプランの策定に伴い中学生・高校生世代の意識調査を実施。
	大学生などの地域での活動場所の確保	△	□	□	□	大学生をむさしのジャンボリーのサポートスタッフに登用。 第三次子どもプランの重点的取組の一つである『地域における青少年育成支援と地域青少年リーダー制度』の整備とあわせ、引き続き取組を検討。
	青少年育成活動への働き盛りの親世代の参画を促す地域活動への支援	□	□	□	○	地域の子ども達に対し、青少年問題協議会をはじめ、PTAや学校が一体となって各種の健全育成事業を実施。 深刻な状況である地域の担い手不足を解消するため、地域青少年を対象に若年世代が実施するプログラムへの支援や、地域リーダーを育成する地域ワークショップの開催など、青少年問題協議会とも連携した地域活動の支援を検討。
青少年の国際交流の促進						
	地域での国際交流の取組み	○	○	○	○	武蔵野市国際交流協会（MIA）事業「青年ワークショップ」の推進。 教育委員会主催の土曜学校「世界を知る会」事業を実施。
	青少年を対象にした国際交流事業の推進	○	○	○	○	ジュニア交流団（アメリカ・ラボック市、中学生対象）、韓国青少年交流団（韓国・江東区/忠州市、中高生対象、青年の翼親善使節団（中国・北京市など、高校生対象）、ロシア連邦ハバロフスク市との中高生相互派遣事業を継続実施。

生涯学習施策の拡充

生涯学習事業の体系化・計画化						
	生涯学習事業の再構築	○	◎			社会教育委員の会議による生涯学習事業の検討実施。平成20年度、生涯学習市民意識調査を実施し市民ニーズの把握。 平成21年度、これらを受け生涯学習計画（仮称）策定委員会により計画策定を進め、事業の体系化、再構築を図った。
	生涯学習計画（仮称）の策定	□	◎			平成22年度から平成31年度までの10年間を計画期間とする「武蔵野市生涯学習計画」を平成21年度に策定。基本理念を「ともに学び、つながろう ひと・まち・文化」とし、6つの基本目標を設定するとともに、45の基本施策を体系化し、重点施策を打ち出した。

II 子ども・教育

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20	21	22	23	
事業	実施	実施	実施	予定	
生涯学習機会の拡充					
武蔵野地域自由大学の充実と発展	○	○	○	○	武蔵野地域五大学（亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学）の連携・協力により、平成15年4月に武蔵野地域自由大学を開学。それぞれの大学に通い一般学生と共に授業を聴講し、独自の称号（学位）を認定。 平成23年度、交流センター機能を武蔵野プレイスに移すとともに、（財）武蔵野生涯学習振興事業団での運営を予定。
生涯学習ネットワーク化の研究	○	○	○	○	地域学長懇談会、五大学連絡協議会を中心として大学とのネットワークを形成。多様な地域の事業主体との連携促進について「武蔵野市生涯学習計画」に位置付け。
生涯学習の成果を地域に活かしていける仕組みづくり	○	○	○	○	「武蔵野市生涯学習計画」において生涯学習事業市民選考プロポーザル制度を位置付け。
生涯学習施設の充実					
武蔵野プレイス（仮称）における生涯学習機能の検討	○	○	○	◎	武蔵野プレイスの平成23年開設に向けて、武蔵野地域自由大学事業等に移管して実施。 現行の地域五大学を中心としつつ、その他の教育機関、地域の企業と連携したコンソーシアム型の事業展開をさらに研究。 NHKアーカイブスを活用した地域アーカイブシステムにより、武蔵野市に関する資料や映像を市民共有の文化資産として保存し活用。
市民会館の今後のあり方の検討	○	○	○	○	市民会館運営委員会、生涯学習計画策定委員会において議論。 平成23年度に武蔵野プレイスと機能が重なる市民会館図書室を廃止し、空きスペースを有効活用する予定。
西部図書館廃止後の施設のあり方についての検討	□	○	○	◎	平成21年度より、公共施設配置の在り方検討委員会において、西部図書館を含めた公共施設配置在り方を検討。平成22年度に方向性を示す。
文化財の保護や活用					
保存資料の整理と紹介・展示の機会の充実	○	○	○	○	民俗資料の調査室を平成20年度末に旧桜堤小に移転し、資料整理を進めた。 市役所正面玄関のショーウィンドウ等を利用して民俗資料や埋蔵文化財の展示を定期的実施。
歴史、民俗資料等のデータベース化と公開の検討	○	○	○	○	民俗資料は平成15年度にシステム化。その後に寄贈を受けたものを順次追加予定。 古文書のデジタル化については現在研究中。インターネットを利用した文化財の公開については引き続き検討。

II 子ども・教育

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20	21	22	23	
事業	実施	実施	実施	予定	
図書館サービスの充実					
武蔵野プレイス（仮称）の特徴を活かしたレファレンスサービスの拡充と新しい図書館像の研究	○	○	○	○	平成20年10月に武蔵野市図書館運営委員会から「武蔵野市図書館運営委員会報告－これからの武蔵野市の図書館のあり方について－」の報告。平成21年度に武蔵野市図書館基本計画策定委員会を設置、同委員会からの報告を参考として、平成22年4月「武蔵野市図書館基本計画」を策定。
図書検索の電子化に対応したサービスの向上	□	□	○	○	平成23年1月予定の新図書館電算システムの導入により、より使いやすい資料検索システムや新聞記事見出し検索、レファレンス事例集等多様な情報提供を実施予定。
図書館におけるITを活用したサービスの充実	○	○	○	○	館内利用者用端末やインターネットからの在庫資料予約及び新聞記事等のオンラインデータベースや調査・研究に必要なWEBサイト等への閲覧サービスを実施。 図書館資料のICタグによる管理を実施。
図書館利用に障害のある利用者へのサービスの向上	○	○	○	○	市内在住の視聴覚障害者、身体障害者などに録音図書・情報テープの貸出、本の郵送サービスを実施。 声のボランティア養成講座、朗読講座、点訳講座を実施。
子どもの読書推進事業の充実	○	○	○	○	市立小学校に通う小学3年生を対象とした「読書の動機づけ指導」、市内在住・在学の小中学生を対象とした「子ども文芸賞」等を実施。 平成22年3月に「子ども武蔵野市史」を刊行。

Ⅲ 緑・環境・市民生活

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20	21	22	23	
事業	実施	実施	実施	予定	

持続可能な都市の形成

環境負荷の少ない社会への転換					
環境市民活動団体のネットワーク化	○	○	○	○	環境まちづくり協働事業や地域猫の会との協働事業など、市民活動団体とのつながりを持ちながら、施策・事業を実施。また、むさしの環境フェスタでは、交流コーナーや情報交換会を設けることにより、団体間のネットワーク形成を推進。ごみ減量キャンペーン、レジ袋削減プチエコキャンペーン等について、ごみ排出に関わる団体（クリーンむさしのを推進する会・環境美化推進員）と連携して実施。
体験型環境教育の充実	○	○	○	○	子ども家庭部、教育委員会とも連携しながら、環境まちづくり協働事業として年間3～4回実施。子育て支援や青少年健全育成などの観点からも、自然体験型の様々な事業を実施している。また、学校教育においても、地域の自然やビオトープ等を活用した、特色ある環境学習を実践しています。 夏休みごみ探検隊、親子ごみ探検隊、小学校への出前授業「ゲストティーチャー」、高校生ごみ意識ミーティング、小学生向け冊子「ごみと生活」の作成を実施。
家庭・業務部門に対する新エネルギーへの誘導	○	○	○	○	家庭部門を対象に、太陽光発電設備・太陽熱温水器、高効率給湯器の設置補助を実施。また、平成21年度より、小規模事業者を対象に、無料省エネ診断及び省エネ改修費用の無利子あっせん制度を開始。
公共施設における環境負荷軽減施策の実施	○	○	○	○	平成21年度までに、市立小学校全校に太陽光発電設備を導入。平成22年度以降は、中学校に順次設置予定。また、平成22・23年度は、グリーンニューディール基金により、庁舎等の省エネ改修を予定。
環境配慮行動普及のための制度の充実	○	○	○	○	平成22年度、二酸化炭素排出削減行動助成制度等の対象者に分譲集合住宅の管理組合等を含め、助成制度の対象者を拡大。また、平成21年度には太陽光発電による売電量に対する助成金の試行を実施。（平成21年度で終了）
環境配慮型ライフスタイルの啓発	○	○	○	○	家庭部門を対象に、太陽光発電設備・太陽熱温水器、高効率給湯器の設置補助を実施。また、平成21年度より、小規模事業者を対象に、無料省エネ診断及び省エネ改修費用融資の無利子あっせん制度を開始。
グリーンパートナー制度の充実	○	○	○	○	平成21年度までに、市立小学校全校に太陽光発電設備を導入。平成22年度以降は、中学校に順次設置予定。また、平成22・23年度は、都のグリーンニューディール基金活用により、庁舎等の省エネ改修を予定。
市民活動拠点の整備の研究	□	□	□	□	ごみ減量・リサイクル情報の拠点整備については、粗大ごみ処理施設等のごみ処理施設に併設するケースや集客性のよい市の中心部に配置するケースがあるが、クリーンセンター建替えに伴う施設への併設を含め検討。

Ⅲ 緑・環境・市民生活

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20	21	22	23	
事業	実施	実施	実施	予定	
緑のリサイクル事業の推進	○	○	○	○	これまでごみとして処理をしていた落ち葉を有効利用し、環境負荷の少ない循環社会を目指すため、一般廃棄物として焼却されている剪定枝葉の一部を堆肥化して有効活用するとともに、燃やすごみの減量を実施。(平成20年度111.15トン、平成21年度155.25トン) また、平成14年以降、公園・緑地、学校、コミュニティセンター等に落ち葉の堆肥場を設置。平成21年度現在、約40箇所を公共施設内に設置。
交通・運輸における環境負荷の抑制	○	○	○	○	市内バス会社へ環境負荷低減のための調査及び、環境負荷抑制について要請。また、平成21年度からエコドライブ講習会を実施。
新たな環境評価基準導入の検討・実施	○	○	○	○	平成21年度にISO14001の事務手続きの軽減と経費削減を目的に、システムを簡素化。今後、職員のモチベーション向上や、内部・外部とのコミュニケーションツールとしての機能向上を主眼に、システム改善を検討予定。
ごみ減量の推進					
ごみ発生抑制策の強化	○	○	○	○	レジ袋削減の取り組みを行うことにより市民の環境に対する意識の変化、ライフスタイルの変化を促していくため、平成20年1月から平成22年3月まで市民・事業者・市による「レジ袋削減会議」での協議と併せてスーパー、商店会と連携し、レジ袋削減プチエコキャンペーン等実施。また、水切りの徹底による生ごみ減量の呼びかけや、資源物の拠点回収の促進等のごみ発生抑制策を実施。
ごみの再使用、再利用の推進	○	○	○	○	家庭内の不用品の再利用を促進することを目的にフリーマーケットを実施。ごみとすることなく、再使用、再利用を促進するため、10月には、「愛の救援衣料活動」を後援。
ごみ減量の普及啓発・情報受発信機能の強化	○	○	○	○	「武蔵野ごみチャレンジ700グラム」宣言を行い、ごみゼロデー、市内一斉清掃、桜まつり、青空市、ごみ減量キャンペーン等で啓発活動を実施。平成21年度に700グラム達成。平成22年5月には、「セカンドステージ!武蔵野ごみチャレンジ600グラム」を宣言し、引き続き上記事業のほか、ごみの行方を知るツアーの実施、ごみ専用ホームページ・ごみ分別案内所の開設、武蔵野ごみニュースの全戸配布、ごみ便利帳の全面改訂・全戸配布を実施予定。
排出・生産者責任の明確化	○	○	○	○	月10トン以上の廃棄物を排出する多量排出事業者に対し、雑紙、廃プラ、生ごみ分別指導の取り組みを強化。平成14年度15,220トンあった事業系ごみ量は平成21年度9,785トンまで減量。雑紙、生ごみの全量資源化を実施してきた事業者に対するECOパートナー認定表彰制度については、平成21年度は38事業者のうち、20事業者が受賞。適正排出率の向上を図るため、市内約4,000の小規模事業者に対して、事業系ごみを家庭ごみとして排出している事業者の指導強化を実施。平成19年度44%であった適正排出率は、平成21年度調査終了時には75.4%に向上。排出・生産者責任者の明確化のため、トレー、牛乳パック、ペットボトルなどは購入したお店への返却を推進。
自発的なごみ減量化、市内美化活動への支援	○	○	○	○	資源の集団回収などごみの資源化のための自発的な活動への支援(キロ10円の補助金制度)を継続して推進。また、市及び市民団体クリーンむさしのを推進する会等と協働で新たな集団回収団体を開拓していくとともに、市内美化活動を行う学校、団体に対しては物品の貸し出しにより支援。

Ⅲ 緑・環境・市民生活

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策 事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
エコセメント事業の支援	○	○	○	○	エコセメント事業は、一部事務組合である東京たま広域資源循環組合が、日の出町にある東京たまエコセメント化施設において、組合加盟の各市から持ち込まれるごみの焼却灰を主原料としてセメントを製造・販売するものであり、本事業により、ごみの焼却灰が埋め立てられることなく再利用されるため、二ツ塚処分場の使用期間を延長するもの。製造されたセメントは市の工事にも積極的に使用するとともに、今後もエコセメント事業を引き続き支援。
クリーンセンター建替え計画の検討					
建替えに向けた地域住民との協議の推進	○	○	○	○	平成21年6月に市民参加による「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」からの提言を受け、12月に「市の基本的な考え方」を決定。平成22年2月に有識者及び周辺住民等による「新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設基本計画策定委員会」を新たに設置、また3月に有識者及び周辺住民による「新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会」を設置し、市民参加によるクリーンセンター建て替え計画の引き続き検討。
生活環境影響調査の実施・施設基本計画の策定	□	□	○	○	平成20年6月の「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設基本構想」の策定、その後「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」の議論を経て、「市の基本的な考え方」を決定。これらを踏まえ、本年2月に有識者及び周辺住民等による「新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設基本計画策定委員会」を設置し、平成22年度中に施設基本計画を策定。また生活環境影響調査は、平成22年度に生活環境影響調査計画書を作成し、平成23年度に調査を実施。

緑豊かな都市環境の創出

市民と協働でつくる緑化空間					
公園・緑地の新設と拡充	○	○	○	○	平成20年4月に改定した「武蔵野市緑の基本計画2008」に基づき、公園緑地の新設と拡充を実施。主な新設公園…中央通りさくら並木公園(平成20年度ワークショップ実施、平成21年度整備)境南中央公園(平成21年度ワークショップ実施、平成22年度整備)
公園緑地リニューアル総合計画(仮称)の策定	○	○	◎		公園緑地の実態評価と整備方針を明らかにし、それぞれの公園が持つ機能や特性を地域間で相互に補完し合うことによって体系的かつ効率的な公園事業を展開するため「公園・緑地リニューアル計画」を平成22年5月に策定。
公共施設における緑化の推進	○	○	○	○	平成20年4月に改定した「武蔵野市緑の基本計画2008」に基づき民間事業者の規範となるべく、公共施設において率先した緑化を推進。平成24年度をめどに、公共施設の緑化基準を策定予定。
民有緑地の保全制度の評価・見直し	△	□	□	○	民有地の樹木や生垣を守る為の制度は条例と要綱で規定している。所有者への助成金の交付や樹木の倒木等による補償のための保険に加入している。また、所有者の維持管理の負担を軽減させるために樹木の剪定の支援を実施してきたが、所有者以外の隣接の住民への支援が課題となっている。

Ⅲ 緑・環境・市民生活

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
事業					
新たな緑創出のための施策の調査・研究	△	△	○	○	5年前の緑の現況との比較や、今後の新たな緑化施策が必要な地域や施設などを明らかにし、新たな施策を検討するため、平成22年度に緑の現況調査(緑被率等)を実施予定。
市民による公園管理、緑化事業の推進	○	○	○	○	21団体(平成22年4月現在)の緑ボランティア団体が、公園・緑地の維持管理や花壇への花の植え付け、樹木等の簡易な剪定など年間を通して実施。
みどりボランティア団体支援制度のあり方の検証	△	□	□	□	1団体20万円の限度額を設けて、公園や緑地の管理や地域のイベント等の費用の一部を助成。各団体の会員数や活動内容、活動する公園等の規模の大小や形態など様々な要素で、管理の方法や仕方が変わるため、支援制度を検証する上で課題もあり、他市の状況も含め検討中。
「自然環境センター(仮称)」の設立					
自然環境センター(仮称)の設立	△	□	□	□	市民と行政の情報が交わるデータベースとしての機能や緑の総合相談所としての役割を担うとともに、市と市民をつなぐ共通の支援基盤(プラットフォーム)としての役割を担う、市民の自主的な活動を推進する組織の設立について検討。
トラストやファンドのあり方の検討・実施	△	△	△	□	トラスト・ファンドの設立は自然環境センター(仮称)において行われることが望ましいため、センター構想の進捗とあわせ、市内の企業や個人からの募金等を「市民緑化基金」として運用し、都市緑化の推進、普及啓発活動に活かすことを検討。
緑のサポーター制度活用の推進	□	○	○	○	平成19年4月で終了した「緑のレポーター」に代わるものとして、緑のサポーター制度があげられたが、現状では、公園・緑地の緑ボランティア団体や、各種市民講座、緑化啓発イベント活動等において、制度のねらい・主旨を補完。そのため、新たに緑のサポーター制度の立ち上げに向けた活動は未実施。
魅力ある遊歩道の再整備					
グリーンパーク緑地の拡充整備	○	○	○	○	平成13年都市計画決定したグリーンパーク緑地において、緑の回廊として、線から帯へ拡充・整備を実施。平成21年度は約159㎡の用地を新たに購入し、整備。隣接地においては、今後も引き続き緑地の拡充・整備を推進予定。
緑のネットワーク化の推進	○	○	○	○	公園緑地の整備拡充、街路樹の適正管理、千川上水整備計画の策定及び仙川水辺環境事業による水辺空間の再整備により緑のネットワーク化を推進。

身近な自然の回復と保全

生態系を重視した水辺空間の整備					
仙川水辺環境の整備(仙川リメイク)	○	○	○	○	平成10年に策定された仙川水辺環境整備計画(仙川リメイク)に基づき、同年から、最上流である自然生態系復活ゾーン等において自然護岸の親水整備を行い、清流を確保。今後も、良好な水辺環境の創出を推進。

Ⅲ 緑・環境・市民生活

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
事業					
千川上水整備計画(仮称)の策定	○	○	◎		平成18年に約3.8kmの区間が東京都から市へ移譲されたことを受けて、千川上水及び周辺の調査分析を実施。水と緑の環境を活用した散策や休憩の場、親水や身近な自然とのふれあいの場として、多くの市民に親しまれるよう整備の方向性を示した「千川上水整備基本計画」を平成22年5月に策定。
近郊地の森林の保全と活用					
森林保全事業の評価・検証	△	△	□	○	森林保全事業(①二俣尾・武蔵野市民の森事業、②奥多摩武蔵野の森整備事業)のうち、二俣尾・武蔵野市民の森事業について、平成22年度で当初協定の10年が終了することから、全体事業の評価検証を実施予定。

農業の振興

都市農業の振興					
農業振興基本計画の成果検証	○	○	○	○	農業委員会において毎年度、実施状況を報告。なお、計画策定5年後である平成22年度に見直し検討委員会を設置し、検証中。今後も農業委員会において毎年度の実施状況等を報告。
地産地消を中心とする安定的な流通・販売経路確保の支援	○	○	○	○	このとりベジタブル事業、農産物直売所マップの配布、フレッシュサラダ作戦等の事業により、地産地消は浸透してきており、市内産農産物を求める市民は増加し、現行の流通方法でも、ほぼ毎日売り切れる人気であるため、新たな販売経路確保については個々の開拓に任せていたが、平成21年度より学校給食を始めとした組織的取り組みに着手。
環境に配慮した安全・安心な農業の支援	○	○	○	○	平成15年度より補助制度を創設し、自然崩壊性マルチシート、フェロモン剤等、環境保全に配慮した農業用資器材の購入及び土壌改良のための有機質肥料購入に対し補助を実施し、環境保全型農業を推進。(補助率:農業用資器材 1/2、有機質肥料 1/3)
農地の保全					
登録農地制度の活用	○	○	○	○	農地の保全を図るため、5a以上の農地を所有する農家と10年間の農地保存協定を締結し、この所有者に対し、農機具購入等の事業費の一部の補助を実施。補助回数は、契約締結の初年度及び5年経過後の2回。平成21年より保存協定期間を7年から10年に、補助回数を1回から2回に変更。
後継者、認定農業者の育成支援	○	○	○	○	平成20年度から認定農業者の認定を開始し、平成21年度末現在20人を認定。平成21年度から認定農業者への補助金制度を開始し、農業経営改善を支援。また、後継者育成としてJA青壮年部事業への補助を実施。担い手育成として講演会、視察研修を実施。
都市農業と市民のふれあいの強化					
市民援農制度の検討	△	△	□	□	現行の農業振興基本計画策定から5年経過にあたり、平成22年度、計画の見直し検討委員会を設置して検討中。本事業についても検討予定。

Ⅲ 緑・環境・市民生活

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20	21	22	23	
事業	実施	実施	実施	予定	
農業ボランティア制度の検討	△	△	□	□	現行の農業振興基本計画策定から5年経過にあたり、平成22年度、計画の見直し検討委員会を設置して検討中。本事業についても検討予定。

商工業の振興

武蔵野ブランドの育成					
武蔵野市の魅力づくり、ブランド創出・活動戦略の研究	○	○	○	○	武蔵野市が魅力的なまちであり続けるよう、計画的な行政運営を実施。また、有形物に限らず、「緑豊かな文化都市」のような無形のイメージを含む「武蔵野ブランド」の創出と、効果的な活用戦略を図るため、平成22年7月に設立した観光推進機構を中心にむさしの魅力づくりを推進を研究。
起業支援					
多様な起業に対する効果的育成、支援の実施	○	○	○	○	平成20年度4月に創業者の支援及び育成を目的として、創業者に対して必要な資金の融資をあっせんし、利子及び保証料の補助を行う制度を創設。
中小事業者の支援					
実態調査等を踏まえた中小企業のための振興策の検討	□	○	○	○	市内商工業の大多数を占める中小企業者に対する積極的な振興策を実施。小規模企業資金融資あっせん制度や、勤労者互助会を通じた中小企業のための支援を引き続き実施するとともに、景気動向を踏まえた振興策を実施。平成20年末の世界的不況による影響への対策として、小規模企業資金融資あっせん制度の拡大や、プレミアム商品券の発行などの商業活性化事業を実施。また、平成21年度は市内大学へ委託し、商店街の実態調査を実施。それに基づき今後の商業振興策についても検討予定。
次世代ライフスタイルに即した商品・サービス開発の支援	○	○	○	○	商工会議所工業部会で行っている、次世代ライフスタイルに即した商品・サービスの開発に対して支援実施。 H20：屋外用吸煙機の研究 H21：LED避難誘導装置システムをベースとした小型ルートガイドの調査・研究
路線商業の活性化					
商店会活性化支援策の実施	○	○	○	○	社会的影響により継続が困難な路線商店街の活性化を図るため、個店の魅力の向上のために市民モニターによる優良個店を認定するムーショップ事業、商店会の活性化やイベントの補助事業、路線商店街の広域的な活性化を図るためのスタンプ事業補助、コミュニティスタジオ事業を実施。また、平成21年度には、更なる不況による影響に対する緊急経済対策として、ケーブルテレビ、FMラジオ、紙媒体そして携帯サイトを活用した商店会情報発信事業への補助を実施。

Ⅲ 緑・環境・市民生活

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20	21	22	23	
事業	実施	実施	実施	予定	
商店街ごとの特性を活かした戦略構築の支援	○	○	○	○	新・元気をさせ商店街事業により、商店会単位での活性化事業、イベント事業を支援。都内でも有数の商業集積である吉祥寺には、春・秋に更なる集客を図るためのイベントへの補助を実施。(ウェルカムキャンペーン)。地域密着型の商店会が多い中央地区、武蔵境地区においては、地区内商店会に共通する活性化事業であるスタンプ事業の補助を実施。同一の商業支援策を行う際にも市内3地区(吉祥寺、中央、境)それぞれの特性を生かせるように事業支援を実施。(イルミネーション事業補助)。
吉祥寺圏商業活性化					
地元事業者や住民との協働による吉祥寺圏商業の活性化の推進	○	○	○	○	都内でも有数の商業集積である吉祥寺には、春・秋に更なる集客を図るためのイベントへの補助を実施。(ウェルカムキャンペーン)。また、平成21年度より、駅及び大規模商業施設の改修を契機に、更なるまちの活性化に資するイベントを平成22年度に実施。(NEXT吉祥寺活性化事業)。
中央圏商業活性化					
中央圏商業活性化のための基本戦略の構築	□	□	□	□	北口で民間大型複合ビルの建設が行われたことなど、変わりゆく周辺環境と既成商店街との調和を図りつつ、賑わいと魅力のある市街地の形成と創出を目指す。今後は都市基盤整備の進捗とあわせて、活性化のための基本戦略の構築の必要性について検討。
武蔵境圏商業活性化					
地域関係者との協働による総合的活性化の推進	○	○	○	○	鉄道の連続立体交差化事業により南北一体化される武蔵境における活性化策を検討・推進していくために、平成21年に武蔵境活性化委員会が発足。現在、武蔵境圏商業活性化のために武蔵境活性化委員会の実施する事業の支援を実施。
就労支援					
ハローワークとの連携による就労支援の拡充	○	○	○	○	ハローワークと連携して、就労支援セミナーや合同面接会を実施。今後も、就労希望者と雇用者を募る企業のそれぞれのニーズをより多くマッチングできるような事業を検討し、実施予定。

都市観光の推進

まちの魅力・情報の発信					
既存の観光資源を活用した都市観光の推進	□	□	○	○	平成22年7月に設立した観光推進機構を中心に、市内に多数ある観光資源を発掘・整理し、効果的な情報発信し、都市観光を推進。
情報発信、パブリシティの充実	○	○	○	○	平成22年7月に設立した観光推進機構において、市内のまちの魅力に関する情報を集約し、ホームページ、携帯サイトなどを活用しながら、効果的な情報発信を実施。
観光推進組織の設立					
武蔵野市観光推進機構(仮称)の設立	○	○	◎	—	平成19年に策定した観光推進計画に基づき、平成22年7月に観光推進機構を設立。

Ⅲ 緑・環境・市民生活

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
		20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
	隣接都市との連携推進	○	○	○	○	平成13年度より、近隣2区2市で連携して東京都事業の「東京国際アニメフェア」へ出展するとともに、連動企画実施。観光推進機構においても、近隣の観光資源の相互活用を含め広域連携を実施予定。
都市観光とまちづくりの連携強化						
	都市観光資源の整備	□	□	□	□	日常のまちづくりの成果のすべてが都市観光の資源であり、観光資源の維持や保全、ならびに安全で快適に過ごせるまちを作ることが、地域の資源を磨き育てることになるため、まちの整備においても都市観光からの視点でも捉え、多くの主体の協働により、良いまちづくりを行うことで、都市観光資源の整備を推進。
	様々な主体との協働によるまちづくりの推進	○	○	○	○	開発事業者、地域の事業者、市民との協働により緑化、街路灯、ストリートファニチャーによる景観等の整備を実施。また、都市マスタープラン見直し(平成22年度まで)により、新たに景観まちづくりの方針を示し、市民と市の共有するまちづくりのビジョンを明確にすると共に、バリアフリー基本構想改定(平成22年度まで)においてユニバーサルデザインの推進についても明確にし、多様な主体の協働によるまちづくりを推進。

真に豊かな消費生活の推進

消費者教育の推進と相談事業の充実						
	消費生活講座の充実	○	○	○	○	かしこい消費者となるための環境や食、くらしの安全などに関する講座、見学会を実施。
	出前講座の積極的推進	○	○	○	○	市内の中学校や高齢者、障がい者に関する事業所、施設、団体からの要請により、相談員による悪質商法被害等消費生活に関する啓発講座を積極的に実施。
	悪質商法被害に関する情報提供、被害防止キャンペーンの実施	○	○	○	○	注意喚起を促すため、センターだより、市報、ホームページ、FM放送などに随時情報提供を実施。また、毎年3月に関連団体の協力を得て吉祥寺駅周辺で悪質商法被害防止キャンペーンを実施。
	消費者相談の充実	○	○	○	○	相談員の相談対応能力の向上を図るため、相談員が実務研修会等を受講。また、消費生活関連図書の充実を図り、昼休み時間の相談受付や貸し出しに活用。
消費者活動の支援						
	消費者団体活動の支援	○	○	○	○	登録団体へ講座室等の貸出しを行っている他、団体が企画する講座や見学会についての講師謝礼金や貸切バス利用等の補助により消費者団体活動への支援を実施。
	食生活に関する講座、啓発活動の充実	○	○	○	○	消費者スクール、親子教室、消費生活講座などで食の安全や食文化などを含めた食生活のあり方に消費者が主体的にかかわることを中心に食育に関する各種講座や啓発活動を実施。

Ⅲ 緑・環境・市民生活

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策 事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	

防犯性の高い快適なまちづくり

防犯性の高いまちづくりの推進					
市民安全パトロール隊とホワイトイーグルの連携の促進	○	○	○	○	ホワイトイーグルと市民安全パトロール隊は、安全対策課を通じて防犯上の情報を共有しながら活動を実施。 ホワイトイーグルは、市内の小中学校や子ども施設を中心に、委託した警備員が市所有の専用パトロールカー3台で、巡回パトロールを実施。平成20年4月1日からは18時の終了時間を1時間延長するとともに、土曜日の巡回パトロールを開始。平成21年度には緊急時の体制を一層強化するため、安全対策課にパトロールカーを導入。 一方、武蔵野市市民安全パトロール隊は、68名(22年7月1日現在)の隊員が3地区に分かれ徒歩又は自転車により、路地裏などにまで入り込み、市内全域のパトロールを実施。週1回のパトロールを基本とし、学校行事に合わせたパトロールや地区ごとの合同パトロール等を実施。
快適な生活環境の確保					
公害及び有害化学物質発生状況の監視	○	○	○	○	市役所での大気汚染常時測定を実施するとともに、市内250ヵ所の夏冬二酸化窒素カプセル調査を行い経年状況を確認し、市内100ヵ所にて地下水中の有機溶剤濃度を調査を実施。また、有害化学物質の危険性を防止するため、東京都環境確保条例の工場・指定作業場の届出制度を徹底。
生活公害の低減、解決施策の検討	○	○	○	○	近年は従前の事業場等による騒音・振動・臭気といった環境公害から、市民生活上の公害に移行している傾向にあるため、愛玩動物(ペット)対策も含めて、その低減に向け多方面の解決方法を検討。
喫煙マナーアップキャンペーンの強化	○	○	○	○	吉祥寺駅周辺の路上禁煙地区を毎月1回吉祥寺活性化協議会、商店会、警察、ようこそ美しいまち委員会と協働し市民や来街者などに対する喫煙マナー向上運動を実施。また、ごみゼロデー、市内一斉清掃と時期をあわせ喫煙マナーアップキャンペーンを行い、駅頭での禁煙地区の周知の呼びかけ、啓発清掃活動を実施。
落書き消去活動の推進と防止策の検討	○	○	○	○	市内の落書きを防止するため、落書き消しちやい隊を年2回以上開催。また、被害者へは消去剤の配布を行うと共に、小さな落書きで消去可能なものは、市職員にて随時消去を実施。また、書かれにくいコーティング塗装への補助を実施。

防災態勢の強化

地域防災基盤の強化					
震災時における消防水利の整備	○	○	○	○	消火栓及び防火水槽については公園等公共施設のみならず、一定規模以上の民間開発事業者に対して、まちづくり条例に基づき整備を要請。消火栓については、消防署からの要望、水道部の耐震性ダクタイル鋳鉄管取替工事に合せて整備を実施。防火水槽の整備状況は、市内217メッシュ(250m四方)の内204メッシュが充足しており、充足率が94%。公共施設の整備、民間開発にあわせて、更に消火栓及び防火水槽の整備を推進予定。

Ⅲ 緑・環境・市民生活

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20	21	22	23	
事業	実施	実施	実施	予定	
避難所の給水方法の検討・既存施設の改善	○	○	○	◎	指定する20箇所の避難所については、災害用井戸の掘削及び水道部の水源を活用し、停電時でも運転可能となる自家発電設備の整備を19年度に終了。現在は、老朽化した揚水管等の改修工事を計画的に実施しており、24年度終了予定。
防災広場及び地区災害時待避所の整備・拡充	○	○	○	○	災害時の一時的な避難の場所・地域の共助の活動拠点となるオープンスペースとしての「防災広場」や避難途上の一時的な身の安全を確保する場所としての「地区災害時待避所」については、今後も拡充予定。ただし、用地取得等の課題があり計画的な整備は困難な状況。
自主防災組織の育成	○	○	○	○	現在、26団体が登録し各地域での活動を行っているが、避難所の自主的な運営を目的とした「避難所運営組織」として設立した団体も4団体となっており、現在も設立に向けた取り組みを各地域にて実施。また、意識の高揚を図るため、平成21年度には「避難所運営の手引き」を作成。
自主防災組織連絡協議会の設立	○	○	○	○	自主防災組織連絡協議会の必要性は多くの団体が認識しているが、個々の団体では温度差もあり、現時点では設立までには至っていないが、設立に向けて各団体の紹介や訓練等の実施状況を「自主防災ニュース」を発行し、情報の共有化を図りつつ設立を促進。
食糧等の備蓄品の整備	○	○	○	○	平成18年に実施した被害想定により避難想定者数が37,500人から49,000人に増えたことに対応するため、備蓄食糧を計画的に整備中。市関連施設においても個々の備蓄を呼びかけ、平成21年度からは市立小中学校で独自の備蓄を実施。
地域防災拠点となる消防団詰所の防災機能の強化	○	○	○	○	平常時の火災における消防活動のほか、震災時における同時多発火災や救助救出活動への対応を可能とするため、10個分団すべての消防団詰所を消防ポンプ車のほか救助資機材等を常備した地域防災活動の拠点施設とし整備。また、消防団の充実のため、消防ポンプ車の買い替えを平成19年度より5ヵ年で推進、重機隊の創設、消防指令システムの導入などを実施。
防災安全センターの機能充実					
情報収集・伝達等指揮所機能の確立	○	○	○	○	防災安全センターの開設に合わせハード面の整備が行われ、以降職員を対象に操作研修・訓練を通じた運用を実施。今後も継続して実施する予定。また、指揮所機能の向上を図るため、システム等の改善点について順次改修予定。
健康危機、テロに対する連携体制の確立	○	○	○	○	平成19年3月、武蔵野市国民保護計画策定。平成20年8月、武蔵野市国民保護計画及び同資料編「追加・訂正集」作成。平成19年11月、武蔵野市新型インフルエンザ対策行動計画策定。平成21年4月、武蔵野市新型インフルエンザ対策行動計画改訂及び武蔵野市新型インフルエンザ対応マニュアル作成。平成22年3月、武蔵野市新型インフルエンザ対応マニュアル改訂（第二版）及び弱毒性新型インフルエンザ対応要領作成。

Ⅲ 緑・環境・市民生活

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策 事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
避難所の整備・運営体制の確立					
住民組織による避難所運営態勢の確立	○	○	○	○	備蓄内容の見直し、医療資器材の充実、災害用トイレの整備等避難所機能の向上を図るとともに、地域住民による避難所の自主運営組織の設立に向けた取り組みの推進を今後も継続。また、意識の高揚を図るため、地域の防災リーダー等を対象に、平成21年度に「避難所運営の手引き」を作成し、課題の整理を実施。
災害時要援護者支援体制の整備	○	○	○	○	福祉部局と連携しながら取り組みを実施。平成22年3月に障害者施設等5団体と、4月には高齢者施設等5団体とそれぞれ協定を締結。また、平成22年1月の防災ボランティア訓練、平成22年度には総合防災訓練において福祉避難所の開設から受け入れについて第一次避難所との連携実施。
災害用仮設トイレの整備	○	○	○	○	避難所の機能向上を図るため、水の確保に続き従来の組立式トイレからマンホール式の災害用仮設トイレの整備を、平成20年度の境南小学校から開始。平成21年度は三中・五中に、平成22年度には一小に整備予定。今後も計画的に整備。

市民活動の活性化と協働の推進

コミュニティの活性化とあり方の検討					
第六期コミュニティ市民委員会の設置	○	◎			市民間の連携を支え、より進化したコミュニティのあり方等を検討するため、平成20年8月21日に「第六期武蔵野市コミュニティ市民委員会」を設置。全18回の会議を開催するとともに、市民アンケート調査、パブリックコメント、地域別ヒアリングを実施し、平成22年1月21日に最終報告を市長に提出。
コミュニティセンターの設備改善の検討と計画的対応	□	□	□	□	分館を含めて20館のコミュニティセンターは昭和51年から順次設置されたものであり、バリアフリー化未対応な施設や、老朽化した施設や設備が多い。利用者の高齢化にも対応した、より利用しやすい市民施設とするための改修等について、公共施設全体の中で検討予定。
地域通貨の研究	□	□	□	□	現在2つのコミセンで地域通貨を実施しているが、効果について引き続き検討中。
協働推進体制の整備と協働事業の展開					
住民が行う公益活動の支援	○	○	○	○	特定非営利活動法人の事業に対する補助交付事業を、平成13年度より実施。平成19年度から補助予算額を110万円から220万円に増やし、支援を強化。
NPO・市民活動サポートセンター(仮称)の整備とあり方の検討	○	○	○	◎	平成23年開設予定の武蔵野プレイス内にNPOをはじめとする市民活動団体の活動・交流・連携等を支援する「NPO・市民活動サポートセンター」(仮称)を整備予定。
NPO・市民活動団体からの企画提案による協働事業の拡充	○	○	○	○	平成20年度より「特定非営利活動法人 武蔵野市NPO・市民活動ネットワーク」に市民協働サロンの管理運営を委託。平成21年度は、市民協働サロンに常勤のコーディネーターを設置し、市民や市職員からの協働事業提案に対する情報提供・仲介・調整機能を強化した。

Ⅲ 緑・環境・市民生活

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20	21	22	23	
事業	実施	実施	実施	予定	
協働推進に向けた事業企画・立案・実施体制の見直し	○	○	○	○	平成20年度より「特定非営利活動法人 武蔵野市NPO・市民活動ネットワーク」に市民協働サロンの管理運営を委託。平成21年度は、協働推進事業やパートナーシップ啓発事業の企画・運営も委託。合わせて市民協働サロンに常勤のコーディネーターを設置し、市民や職員からの協働事業提案に対する情報提供・仲介・調整機能を強化。
市民協働に向けた研修の検討	○	○	○	○	平成19年度に、NPO法人関係者と公募市民と市職員から構成される市民協働ハンドブック作成委員会を設置し、平成20年4月に「武蔵野市市民協働ハンドブック」を発行。平成20年度より、当該ハンドブックを使用した講習会を実施。
団塊世代等の参画支援					
団塊世代等の地域活動参画に向けた環境と仕組みの整備	○	○	○	○	平成19年度（平成20年1月）に武蔵野市団塊力活性化懇談会を設置し、団塊シニアがリタイア後、地域貢献に積極的に参加できる環境整備としくみづくりを検討。平成20年4月の武蔵野市団塊力活性化懇談会の報告書により、団塊シニア世代に働きかけるプラットフォーム組織の設立が提案された。平成20年度、「団塊世代地域発見推進事業」を特定非営利活動法人DANKAIプロジェクトに委託。「第3回マスターズ武蔵野市民フォーラム」実施。平成21年度、「団塊世代地域発見推進事業」をDANKAIプロジェクトに委託。団塊シニア世代に働きかけるプラットフォーム組織「シニアネットむさしの（任意団体）」設立準備と設立。平成22年度、「団塊世代地域発見推進事業」をシニアネットむさしのに委託。「シニアネットサロン」、「大フォークダンス大会」等実施予定。平成23年度以降も継続して事業実施予定。

男女共同参画社会の実現

推進体制の整備と強化					
第二次男女共同参画計画の策定	◎				前計画を継承発展させ、男女共同参画推進市民会議の提言、意識調査やパブリック・コメントなどによる市民の意見を参考に第二次男女共同参画計画を策定。
男女共同参画基本条例（仮称）の検討	△	△	△	□	市民に男女共同参画の意識を浸透させ、施策推進の指針とするため、条例の制定についての検討組織を第二次男女共同参画計画の期間中（平成25年度まで）に設置予定。
むさしのヒューマン・ネットワークセンターの拡充及び移転の検討	△	△	□	□	平成21年度から、専門の人材であるセンター長を配置し、機能整備や人材育成に向けた各種事業を実施。武蔵境市政センターの移転に伴い、むさしのヒューマン・ネットワークセンターの移転先を検討し、市との役割分担を明確にした上で移転後の施設・機能を充実させる。平成22年度中に役割分担を明確にすべく、センター運営協議会の意向を踏まえ話し合いを実施する。
様々な活動の充実と環境整備					
女性の就労環境の支援	○	○	○	○	女性の就労のバリアになっている社会環境を把握し、課題解決のため男女共同参画を促す施策を人権擁護、保育・育児、介護などの分野で展開。（各個別計画の中で実施）

Ⅲ 緑・環境・市民生活

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20	21	22	23	
事業	実施	実施	実施	予定	
新しい働き方に対する情報提供の実施	○	○	○	○	育児休業・介護休業制度の周知と普及を図り、部分就労などの新しい働き方について情報提供するとともに、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現を市民・事業所とともに目指す。国・労働相談情報センターの事業や制度についてリーフレット等を配架・配布すると共に、「まなこ」などで情報提供を実施。
地域に根ざした創業・起業の支援	○	○	○	○	起業や就労支援のため地元企業やNPO等による市民活動についての情報提供や融資斡旋などの育成支援を実施。市の融資制度の広報、関係機関のリーフレット等の配架・配布、市報等への掲載など情報提供を実施。
情報誌「まなこ」の充実	△	□	○	○	有益な情報をわかりやすく伝達するため、男女共同参画の意識浸透の手段として情報誌「まなこ」を発行。編集体制の見直しにより市民編集長システムを休止するとともに、より充実した誌面づくりを図るため、平成22年度から発行回数を年4回から年3回とし、読者からの意見・感想などを誌面に反映するための返信はがきを綴じ込み、あわせてDV関連情報を毎月掲載予定。

都市・国際交流の推進

国内都市交流・協力の推進					
市民提案型参加・体験交流事業の実施	○	○	○	○	市民交流ツアーにおいて、参加者からの要望を取り入れた日程組みや、市のウォーキング協会の引率・協力で行う友好都市交流などを実施。
多様な交流事業の検討		□	○	○	市民交流ツアーだけでなく、お互いの芸術文化などの資源を活用した交流を検討し、実施。具体的には、美術館作品展の相互展示や劇団の公演、写真展・作品展などを開催。
友好都市との連携の強化	○	○	○	○	武蔵野市を含めた10の友好都市で構成する武蔵野市交流市町村協議会で隔年開催の首長会議(サミット)と職員研修会により、課題の提起と解決策などについての協議することにより、連携を強化。
国際交流・協力の推進					
国際交流・協力事業の推進	○	○	○	○	市が海外友好都市を中心に展開している国際交流事業とMIAを中心に進めている在住外国人の支援事業を継続して実施。
国際交流・協力事業の目的・成果検証	○	○	○	○	「個別事務事業評価」や「行財政集中改革プラン」などにより検証。今後、事業の評価基準やPDCAサイクルの確立について検討予定。
国際交流協会の公益財団法人化	□	○	◎		公益法人制度改革に基づく法改正に合せ、任意団体であったMIAを平成21年度に一般財団法人化し、平成22年4月1日には公益認定を受け、公益財団法人化。
外国人市民へのサービス・支援の充実					
きめ細やかな情報提供・相談事業の充実	○	○	○	○	主にMIAを通じて外国人市民への情報提供や相談事業を実施。これは、都や国レベルでの評価も高い。

Ⅲ 緑・環境・市民生活

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策 事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
市内・周辺大学との連携による留学生支援策の検討	○	○	○	○	MIAの3つの主要事業である「生活支援事業」、「コミュニケーション支援」、「多文化共生の地域づくり」による支援を実施。地域の亜細亜大学との連携では、MIAの「留学生ファミリープログラム」に多数が参加。また、亜細亜大学留学生主催の活発な交流会を開催。

生涯スポーツの振興

スポーツ施策の多角的な検討					
スポーツ振興計画（仮称）の策定	◎				多様な市民が自由に身体を動かし、多様なスポーツに取り組める場や機会を整え、生涯スポーツ社会を目指し、本市におけるスポーツ施策を総合的に推進させる指針として平成30年度まで10年間の計画として策定。その体系は、4つの基本方針に基づき、9の施策の考え方を定め26の基本施策に対応する具体的な事業を紹介。そして、4つの基本方針を貫く2つの実現化方策により支え、実現化を目指す。
スポーツ施設ネットワークの構築	□	□	□	□	市民がスポーツに親しむ機会をより充実するために、総合体育館を中心とした、学校、コミュニティセンターとの連携による、利用者の立場にたったネットワークを検討。
スポーツ指導者の育成と講習内容の工夫	○	○	○	○	武蔵野市体育協会が実施している各種スポーツ指導者育成講習会を初めとして、各競技団体の指導者育成補助等を実施。また、生涯スポーツの普及推進のため、体育指導委員を対象としたニュースポーツ講習会も実施。
スポーツ施設の整備・充実					
生涯スポーツに向けて環境の整備	○	○	○	○	総合体育館や陸上競技場、温水プール、野球場等の体育施設を、常に良い状態に保つため保守・点検を実施。平成20年度にはテニスコートの全面改修とともに緑町スポーツ広場を設置。また、最新情報の提供や施設の抽選予約の利便性の向上を図るため、ホームページ等の見直しを実施。
総合体育館の計画的な改修	○	○	○	○	総合体育館利用者の安全性と利便性確保、及び各種機械設備や内・外装などの延命のためにも計画的な改修が必要であるため、短期的な計画により改修を実施しているが、中・長期の改修計画についても策定を検討。
国民体育大会に向けた施設の改修			□	○	第68回国民体育大会バスケットボール競技会場となる総合体育館メインアリーナの改修工事を実施予定。
市営プール管理棟改築の検討	○	○	○	○	築30年近くになるプール管理棟は、建物の経年劣化による傷みが随所に見られるとともに、増築した温水プール棟への動線が分かりにくく、冬の寒気と夏の熱気対策が難しいため、利用と管理の両面から改築を求められているが、今後温水プール熱源供給元のクリーンセンター建替工事も予定されていることも勘察しながら引き続き改築計画を検討。

Ⅲ 緑・環境・市民生活

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策 事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	

特色ある市民文化の発展

市民文化施設の拡充					
市民参加による武蔵野プレイス（仮称）運営・企画の推進	○	○	○	◎	平成23年開設予定の武蔵野プレイスでは、「プレイス運営サポート会議（仮称）」を設置し、利用者の意見等を施設の運営に反映させる仕組みを構築予定。
歴史資料館のあり方の検討	□	○	○	○	平成21年度歴史資料館（仮称）調査検討委員会において検討。平成22年度、検討内容と公共施設配置の在り方検討委員会の議論との整合性をとりながら、今後の方向性を示す予定。
吉祥寺美術館の充実・拡充	□	□	□	□	吉祥寺美術館が手狭であり十分な企画展示および常設展示が困難であるため、併設している音楽室のあり方も含め、今後検討予定。
公会堂のあり方の研究	□	□	□	□	築46年が経過しておりバリアフリー等の問題があるが、構造上、エレベーター及びリフト等の設置ができない。現在の場所での建て替えが妥当なのかも含め、今後検討予定。
文化施設及び文化活動のネットワーク化の推進					
市民文化振興総合計画（仮称）の策定の検討	□	□	□	□	演劇・音楽・芸術等のパフォーマンス、食文化・趣味・街並みなどの日常生活、レクリエーション・競技等のスポーツなど、市民生活全体が文化であり、有形・無形の成果が文化であると捉えている。文化振興計画の必要性も含めて研究。
都市文化の積極的な発信					
文化施設のネットワーク化の構築	□	□	□	□	武蔵野プレイス、文化施設の連携により、武蔵野市の魅力、文化や情報を発信していく。

IV 都市基盤

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20	21	22	23	
事業	実施	実施	実施	予定	

連携・協働が支える信頼のまちづくり

まちづくりの基礎的仕組みの構築						
	まちづくり条例の制定	◎				平成20年度に、まちづくりにあたっての基本的な考え方、都市計画等の決定等における市民参加の手続き、開発事業等に係る手続き及び基準等を定めたまちづくり条例を制定、平成21年4月1日より施行。
	まちづくり条例に則したまちづくりの推進		○	○	○	まちづくり条例（平成21年4月施行）に基づき、地区計画や地区まちづくり計画等の都市計画やまちづくりに関する市民参加の手続き、支援や事業者の開発事業等の手続き、調整を実施。
	まちづくりデータベースの構築	□	□	□	□	まちづくり条例検討、現行都市マスタープランの見直しで出された市民意見、まちづくり条例に基づく開発計画についての情報等のデータベース化を検討中。
	事業評価の研究			□	□	様々な補助制度の活用による財源の確保やPFI、PPPの民間活力の活用やファシリティマネジメントの検討、わかりやすい事業効果の表現など、コスト削減と効率性の向上に配慮した事業評価を研究中。
	まちづくりセンター（仮称）の設置	□	□	□	□	ニーズを把握しながら、効率的で効果的な組織・運営のあり方を含め、（財）武蔵野市開発公社のまちづくり部門の機能強化や、まちづくりセンター（仮称）の設置を検討中。
	都市マスタープランの見直し		○	◎		平成22年度中の改定に向けて、平成21年度に都市マスタープラン改定委員会を設置し、現行都市マスタープランの考え方を継承しつつ時点的な見直しを検討中。
地域の力を活かしたまちづくりの推進						
	地域の力を活かしたまちづくり		○	○	○	地区計画や地区まちづくり計画等都市計画やまちづくり条例に基づく取組を実施し、市民が主体となった地域の力を活用したまちづくりを推進している。
	産学公民連携によるまちづくりの検討		□	□	□	都市マスタープランの見直しにおいて、企業や法人、大学などを地域の力として位置付け、産学公民連携によるまちづくりを図る旨を明記し、産学公民連携によるまちづくりを検討中。
安全で秩序あるまちづくりの推進						
	中間検査・完了検査の的確な実施	○	○	○	○	確認済証交付時に建築主に対して建築物の中間・完了検査の受検を促すとともに、現場調査時に適時受検を促している。
	民間関係機関との連携の強化	○	○	○	○	市のまちづくり施策に関する情報を関係団体に適時提供して協力を呼びかけるとともに、意見交換等により連携を図っている。
	違反建築物の摘発・指導の強化	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 確認済証が交付された全建築物について、一物件につき概ね4～5回の現場調査を実施し、違反が発見された場合は即時是正指導を行っている。 確認申請のない工事中の物件について、パトロール、建設リサイクル法の届出や水道の申請等の情報収集により、違反が発見された場合は即時是正指導を行っている。 近隣住民からの通報に対しても現場調査を行い、違反がある場合は即時是正指導を行っている。

IV 都市基盤

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
		20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
事業効果の評価とその成果を活かす手法の検討						
	事業推進に要する時間やコストの管理	○	○	○	○	事業推進に対し、目標を定量化した指標を設定し、目標の実現状況について定期的に評価を行っている。
	事業効果の事前アセスメントの徹底化	○	○	○	○	必要性・効率性・有効性等の観点から評価を行うとともに、最適な手法等を選定し、事業で期待される効果を明らかにする。
	事業の効率的な実施やコスト削減の手法の検討	○	○	○	○	事業について、個別事務事業評価により、人件費を含めたコストと成果の把握を行い、事業の見直しを進めている。評価方法についても、より効果的に事業見直しに繋がるシステムの構築を目指し改善を検討。

地域の特色を活かすまちづくりの推進

身近な地区レベルでのまちづくりの方策の検討						
	地域の特性等に配慮したまちづくりの取組み		○	○	○	地区計画や地区まちづくり計画等都市計画やまちづくり条例に基づく取組を実施し、市民が主体となった地域の特性等に配慮したまちづくりを推進している。
地域の個性、実情に合わせた土地利用の方向性見直し						
	用途地域の随時適正な見直し	□	○	□	□	現況の土地利用が用途地域と適合しているか、用途地域が変更になった場合にまちづくりにどのような影響があるのか等の調査を実施。また、都市マスタープランの見直しにおいて、土地利用の方針を見直し、必要に応じて用途地域の変更や地区計画の適用を図る旨を明記し、用途の適正な見直しを検討。
景観行政への積極的取組み						
	景観計画の策定と景観条例の制定	△	□	□	□	現在行われている都市マスタープランの見直し(平成22年度まで)で新たに景観まちづくりの方針を示した後、屋外広告物も考慮して、具体的な検討を行う。
	景観整備の推進	○	○	○	○	景観まちづくりの一環として、市道の整備・改修にあわせて舗装のカラー化や装飾街路灯を設置するなど、地域特性を活かした景観形成を図る。
	電線類地中化の促進	○	○	○	○	これまで、駅周辺を中心に電線類地中化を推進し、平成21年度末の実績は、市道延長約7.4km、市道地中化率6.0%。平成19年度には中町三丁目をモデル地区として面的整備を検討した結果、面的整備ではなく、優先的に景観整備する路線を選定して事業化を図ることとした。平成21年度に、景観、歩行、安全・安心の一層の向上を図るため、電線類地中化のほか、舗装のカラー化、街路樹や植樹帯、装飾街路灯など、優先的に景観整備する路線を計画的に整備する「景観整備路線事業計画」を策定。早期事業化路線は8路線で概ね24～25年度に整備予定。26年度以降の事業化を図る中長期事業化路線は5路線。景観整備路線としては計11路線(重複路線があるため)。事業完成後の目標値は、市道延長約11.7km、市道地中化率9.3%。 なお、事業化にあたっては、景気の動向や経済情勢の変化などを考慮のうえ、中長期的な財政見通しとの整合を図ることを基本としている。

IV 都市基盤

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
		20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
	路上看板の取締り・指導	○	○	○	○	看板等をみだりに道路上に置いたり設置したりすることは、道路交通法及び道路法では禁止行為とされており、庁内関係部署および武蔵野警察署と連携して対応中。吉祥寺駅周辺では苦情等も数多いことから、毎月1回、武蔵野警察署や地元商店会と合同でパトロールを実施しており、必要に応じて、取締りや指導を行っている。また、22年7月からは、市内の歩道上の看板・日よけ等を中心に道路パトロールを実施し、道路占用・道路使用に対する改善指導を行っている。

利用者の視点と発想を重視するまちづくり

ユニバーサルデザインの視点の展開						
	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	○	○	○	○	交通バリアフリー基本構想に基づき、バリアフリーの視点に留まらず、ユニバーサルデザインの視点によるまちづくりを進めてきた。平成22年度にバリアフリー基本構想の改定をするにあたり、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進をより明確に位置付ける。
	交通バリアフリー基本構想改定	□	○	◎		平成21年度に当事者へのアンケート及びヒアリング、道路管理者、公共交通管理者その他の特定事業者の進捗状況の確認結果等を踏まえ、現行基本構想の改定に向けた課題を確認した。平成22年度は、別に設置する庁内検討会議及び特定事業者連絡会と連携を図りながら、武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会による改定作業中。
	サイン整備のためのガイドライン策定		□	□	□	現在進めている武蔵野市バリアフリー基本構想の改定において、サイン整備に係る基本方針が示される予定。今後は、定められた方針を念頭に、本市のサインのあり方について検討を進める。
まちづくりへの環境共生理念の導入						
	環境負荷を低減する工法の採用		□	○	○	ヒートアイランド現象緩和を目的に、駅周辺の幹線道路や商店街など、事業効果の期待できる路線を対象に平成21年度から遮熱性舗装の試験施工を開始。実施期間は国や都の動向を見据えて一定期間とする。(道路課) ※遮熱性舗装-アスファルト舗装の表面に遮熱材をコーティングしたもの。 ※事業効果-真夏の舗装面で10℃以上、地表面から1.5mで約1℃の温度低減が見込まれる。特に、子どもやベビーカーなど、路面に近い歩行者にやさしい舗装。
	民間施設建設における環境配慮の工夫の誘導策の研究	○	○	○	○	各課が所管する環境対策のための誘導基準の整備について、民間施設の開発事業に伴い、指導している。なお、宅地開発等に関する指導要綱については平成21年4月にまちづくり条例に移行した。雨水浸透施設(浸透ます・浸透トレンチ)の設置を促進するため、助成金制度のPR活動(市報・ホームページに掲載、パンフレット作成・配布、窓口相談等)の推進及び検討。建築物の建替え時等に、一定の基準を満たした接道部の緑化(生垣、中高木などの植栽)に対する費用の助成を行なっている。まちづくり条例に該当しない戸建住宅などの建替えについても、「緑化に関する指導要綱」により、敷地内緑化を指導している。

IV 都市基盤

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策 事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
公共施設の適切な維持管理と耐用年数延伸への取組み					
公共施設の耐用年数延伸への努力と計画的な改修・改築	○	○	○	○	大規模施設、学校施設、その他すべての既存市有施設について、FM(ファシリティマネジメント)手法を取り入れ、計画的な劣化予防保全や機能的改良保全を図りながら長寿命化に努めている。

上水道の整備・充実

安全でおいしい水の安定供給					
浄水場施設の再整備	□	□	□	□	平成20年3月、浄水場施設再整備計画を水道部案として策定したが、不断水で工事を施工しなければならぬため、技術的、安全性も含めて検討中。
水源施設の整備	○	○	○	○	計画揚水量を確保できない経年劣化した深井戸の掘替え、更生、設備の整備・改良を実施。平成20年度3箇所の深井戸の掘替え等を行い、取水量が約7%増加し、地下水80%、都水20%となった。今後は、地下水80%を確保するよう維持・補修に努める。
配水管網整備の推進	○	○	○	○	管路未整備路線の新設、経年铸铁管等の布設替え、出水不足地域の解消等、口径50mm以下のビニル管の布設替え工事を実施。※平成21年度末、管路延長293,694m、耐震管延長109,489m、耐震化率37.3%
災害時のバックアップ機能の整備	△	△	△	△	現在独立した水運用を行っている第一・二給水区は、一方の浄水場機能が不能になった場合、浄水場相互のバックアップ体制が必要なため、災害時に備え浄水場専用管の整備を行う。
老朽化した上水施設の維持・更新					
浄水場施設の再整備(再掲)	□	□	□	□	平成20年3月、浄水場施設再整備計画を水道部案として策定したが、不断水で工事を施工しなければならぬため、技術的、安全性も含めて検討中。
配水管網整備の推進(再掲)	○	○	○	○	管路未整備路線の新設、経年铸铁管等の布設替え、出水不足地域の解消等、口径50mm以下のビニル管の布設替え工事を実施。※平成21年度末、管路延長293,694m、耐震管延長109,489m、耐震化率37.3%
経営の健全化と安定への取組み					
財政計画の策定と適正な受益者負担のあり方の研究	□	□	○	○	東京都分水料金の改正に伴い、水道料金を改定。平成22年4月から基本料金を引き上げ、平成23年4月から従量料金の一部新設を行う。

下水道の再整備

下水道総合計画の策定					
下水道総合計画の策定	□	◎			下水道に関する個別計画を1つにまとめると共に、財政計画に基づく下水道の抱える課題を示し、その課題解決に向けた事業計画を短期・中長期の視点で策定。(平成21年3月策定)

IV 都市基盤

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策 事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
下水道処理システムの整備充実					
公共下水道施設の計画的維持管理	□	□	□	◎	予防保全的手法を用いた維持管理を行うことを基本方針とし、計画策定に必要となる管渠等の調査・検討を行い、施設の長寿命化と他事業との整合性を考慮した長寿命化計画（更新・修繕計画）を策定予定。
公共下水道の耐震性の向上	○	◎			平成17年度から五ヶ年計画で学校等の主要な避難施設を中心に下水道幹線へのルートの耐震化を実施し、平成21年度に一定の耐震化が完了。下水道幹線の耐震化は長寿命化計画で実施予定。主要管渠(約22km)、マンホール(670箇所)
吉祥寺駅周辺の下水臭気対策の支援手法の研究	□	○	○	○	吉祥寺駅周辺の下水道臭気の原因であるビルピットの適正な維持管理をPRすると共に、平成21年度に創設したビルピット改修助成制度を活用し、臭気対策を実施。
新たな水循環システム確立に向けての検討					
下水道排出水の水質改善	○	○	○	○	合流式下水道の構造的問題である雨天時における未処理下水の一部が河川に放流されることを防止するために、合流式下水道改善事業を実施中。平成21年度に基本計画を策定し、現在、吉祥寺東町一丁目(約10,000m ³)及び四丁目(約1,200m ³)に貯留施設を計画している。(平成25年度完了予定)
水害対策の推進					
雨水貯留浸透施設の設置の推進	○	○	○	○	大雨時に、敷地からの雨水流出を抑制し、浸水被害の削減を図るため、市内の小中学校(18校)の校庭に雨水貯留浸透施設(約500m ³)を設置。平成22年度までの実績 9校(約5,000m ³)
雨水流出抑制対策の推進	○	○	○	○	雨水の流出を抑制すると共に、地下水の涵養のため雨水浸透柵や透水性舗装の整備を実施。

道路ネットワークの整備

ひとにやさしいみちづくりの推進					
安全・安心なみちづくりの検討	○	○	○	○	歩車共存の生活道路において、歩行者の安全性を十分に配慮しながら、自転車、自動車も快適かつ安全に移動できる環境整備に向けて、交通管理者である警察署や地域の方々等と連携を図りながら、各地域の実情に即した実効性のある交通安全施策等を工夫して整備。
人にやさしいみちづくりの推進	○	○	○	□	通過車両が多い生活道路5路線を指定、平成13年度より車両の流入量や速度の抑制施設を順次整備し、平成20年度で全路線が完了。平成21年度は事後調査として交通量調査を実施、平成22年度以降は、平成23年度に施行される「第3次武蔵野市市民交通計画」の中で、当事業の意義、役割の明確化を検討。
生活道路の整備					
市道の整備及び改修の計画的推進	○	○	○	○	3年ごとに市内全域の道路の点検調査を実施し、舗装等の損傷度に応じて、計画的に改修を実施。なお、従来までは20年サイクルを別途としてきたが、21年度に行財政改革の一環として事務事業の見直しを行い、舗装構造別の25～60年サイクルに変更。

IV 都市基盤

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
		20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
	区画道路の整備の推進	○	○	○	○	事業着手済みの区画道路13路線を沿道権利者の生活再建に合わせて拡幅整備。 区画道路13路線のうち、平成22年度に市道第98号線の事業完了予定。
	狭あい道路整備の推進	○	○	○	○	建築基準法第42条第2項道路や同条第1項第5号など、幅員4m未満の狭あい道路約85kmを建築確認や路線改修に合わせて拡幅整備。なお、21年度末の整備率は約20.3%。
都市計画道路ネットワーク整備の推進						
	東西幹線道路の整備の要請	○	○	○	○	平成7年から事業中の武鉄中付1、武鉄中付3については、鉄道連続立体交差事業の遅れに合わせ、それぞれ平成24年度(武鉄中付1)、平成25年度(武鉄中付3)まで、都が事業延伸をした。平成9年から事業中である武鉄中付2については、平成24年を事業完了予定とし、平成22年度より先行工事に着手。市では、事業の早期完了を目指し、関係機関との調整中。
都市計画道路の整備推進						
	7・6・1号線の整備推進	○	○	○	○	三鷹駅から井の頭公園までのアクセス道路として、市民参加により策定された整備基本計画を基本に、玉川上水の景観に配慮した歩行者に優しい快適な道路整備を図る。平成21年度末の用地買収率は94%。※景観整備路線事業計画の対象路線となっており、三鷹駅からむらさき橋までの区間は25年度を目途に完成予定。
	3・4・27号線の整備推進	○	○	○	○	鉄道連続立体交差事業の進捗に合わせ、鉄道により分断されている境地区と境南地区を相互に連絡する道路として整備し、南北の一体化を図る。平成21年度末の用地買収率は約70%。※景観整備路線事業計画の対象路線となっており25年度を目途に完成予定。
	3・3・6号線の事業促進と環境施設帯の検討協議会設置の要請	○	○	○	○	都は、環境施設帯の整備内容について、沿線住民とともに検討を行うことを目的に、平成21年度から調布保谷線(三鷹武蔵野間)環境施設帯検討協議会を開催。協議会の終了予定を平成22年度とし、すべての検討会が終了した後、整備計画の報告を行う全体説明会を行う。
	3・4・10号線の事業化の要請	○	○	○	○	広域ネットワークの形成、安全に歩ける歩行空間の確保などの観点から、様々な機会を通じ、幹線道路の整備促進を都に対し求めている。
	3・4・3号線の事業化の要請	○	○	○	○	広域ネットワークの形成、安全に歩ける歩行空間の確保などの観点から、様々な機会を通じ、幹線道路の整備促進を都に対し求めている。
	3・4・11号線の事業化の要請	○	○	○	○	青梅街道インターチェンジの供用により、沿線地域の通過車両の増大が懸念されることから、女子大通りを含めた計画幅員に満たない東部地区の都市計画道路について、早期に整備することを都に対し強く求めている。
外かく環状道路への対応						
	外かく環状道路に関する多角的な検討	○	○	○	○	本線については、平成21年4月、国及び都により対応の方針が取りまとめられ、適切な情報提供その他の課題解決の取組が示された。外環の2については、都は、平成21年から地域住民との話し合いの場を設け、必要性やあり方の検討を始めた。今後も、国や都の動向を注視するとともに、都市機能の向上や沿線地域との連携を踏まえた適切な対応を求めている。

IV 都市基盤

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策 事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
まちづくりと連携する道路整備の推進					
道路整備と道路沿道のまちづくりの一体的推進	○	○	○	○	都市マスタープランの方針やまちづくり条例に基づき、宅地内や道路沿道の緑の創出など、周辺住民の合意に基づくルールと住民が主体となった取組等により、道路沿道の住環境を保全。
適時・適切な道路沿道用途地域等の見直しの実施	○	○	○	○	都市マスタープランの土地利用の方針に基づき、住民発意による地区計画等により道路沿道の住環境等の保全を図るため、適時・適切な道路沿道用途地域等の見直しを実施。 実績：西調布境橋線沿線地区地区計画（平成21年1月22日都市計画決定）

安全で円滑な交通環境の整備

総合的な道路交通環境の整備展開					
市民交通計画の推進及び定期的な見直し	○	□	○	○	市民誰もが利用しやすい交通体系の実現に向けて、平成20・21年度の2カ年で策定した「地域公共交通総合連携計画」を踏まえ、平成22年度にバリアフリー基本構想、都市マスタープラン等の計画と連携を図りつつ、「第3次市民交通計画」を策定。
都市計画道路の整備推進	○	○	○	○	広域ネットワークの形成、安全に歩ける歩行空間の確保などの観点から、様々な機会を通じ、幹線道路の整備促進を都に対し求めている。
「第2次交差点すいすいプラン100事業」の推進の要請	○	○	○	○	市内4か所の事業か所のうち、着手済みの3か所については、都が用地買収を継続中。また、未着手の1か所については、都において現在検討中。市は、事業の早期完成に向けて、必要な協力を行うとともに、適宜、協議会等を通じ、事業の促進を求めている。
交差点の改良及びバスベイスの設置	○	○	○	○	円滑な移動環境の確保に向けて、右折車線の設置や交通量の多い路線におけるバスベイ設置について、都や近隣区市並びに警察や関連機関と連携して検討。
交通安全施設の整備	○	○	○	○	歩行者の安全・快適な移動のための信号機や横断歩道などの交通安全施設の適切な整備・改修について、地域の方々や警察など関係機関と連携を図りながら、様々な工夫をした安全対策を推進。
違法駐車防止対策の推進	○	○	○	○	平成20年度、客待ちタクシー対策として、警察署からの要請に基づき、市道第191号線（吉祥寺大通り・JR高架下付近）に滞留防止のカラーポールを設置。また、都市計画道路武3・5・17号線・五日市街道以北）に、違法駐車防止用のカラーポールを中央線上に設置。
荷捌き車両対策の推進	○	○	○	○	吉祥寺地区の路上荷捌きによる回遊性阻害の改善に向けて、平成20年度、官民一体となった「吉祥寺方式物流対策委員会」を設置し、荷捌き方策に関する先進的かつ効果的な改善施策を検討する中で、土地開発公社が保有する駐車場等を利用した共同集配事業の平成23年2月稼働に向け準備中。

IV 都市基盤

基本施策 * 実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策 事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
駐車場整備計画策定の検討	□	□	□	□	休祭日等には交通混雑が見受けられるが、携帯電話やインターネットで配信している「駐車場満空情報」が定着し、一般自動車交通の著しい輻輳や駐車問題は減少傾向にあるため、都市計画法及び駐車場法に基づく「駐車場整備地区の指定」には至らなかった。今後も制定が予定される交通基本法や地域主権推進一括法の成立に伴う道路構造令の市条例化等を見据えて、関係部署、機関と鋭意検討。
公共交通手段の充実と利用転換促進					
バスの運行定時性の確保	○	○	○	○	平成20年度、市民誰もが利用しやすい交通体系の実現に向けて「武蔵野市地域公共交通会議」を設置し、市内の公共交通の一体的、体系的マネジメントに着手。平成21年度に「武蔵野市地域公共交通活性化協議会（法定協議会）」に移行し、ハード・ソフトの両面から公共交通の取組方針等を定めた「武蔵野市地域公共交通総合連携計画」を策定。
パークアンドバスライドの推進	○	○	○	○	平成20年8月、「ムーパーク」駐車場の地権者から用地の一部返地と代替地貸与の申出に基づき、駐車場を再編、駐車台数が71台（4台減）となったが、一日平均の利用台数は67.7台（平成20年度）、62.6台（平成21年度）で推移、需要はまかなえている。
ムーバス再整備計画の策定	○	○	○	○	「武蔵野市地域公共交通活性化協議会」と連携を図りながら、平成20・21年度の2カ年でムーバスのコンセプトの評価と検証を行い、精査し、今後の課題を抽出して対応方針を設定。
ムーバス車両の改善	○	○	○	○	ムーバスのバリアフリー化率は67%（全18台中、ノンステップ7台、リフト付5台）。バリアフリー化未対応の車両は、老朽化による車両交換時期となる平成23年度迄にノンステップ車両とする。その際、車両のエコ化（電気駆動車両やハイブリッド車両等）についてはメーカーの販売動向を注視する。
自転車の駐車・走行対策の推進					
自転車の安全な走行環境の整備	○	○	○	○	自転車通行環境整備のモデル地区として「かえで通り（武蔵境駅南口付近～東八道路・武蔵野地区約0.4km・三鷹地区1.6km）」に三鷹市と連携して自転車道を整備、平成22年4月、全線開通。また、文化会館通りでは路面表示による自転車通行帯を試行。 自転車利用者に対しては自転車安全利用講習会等で啓発活動を行い、ルール・マナーが定着してきている。今後も歩車共存の狭い道路空間の中、ハード・ソフトの両面から「自転車通行環境の整備とネットワーク化」を検討。
駐輪場の確保と利用形態の工夫	○	○	○	○	自転車等総合計画や三駅周辺自転車等駐車場整備計画に基づき、鉄道事業者や商店会と協議しながら、自転車駐車を整備。受益者負担に基づかない利用登録駐輪場を段階的に廃止し、有料駐輪場に一元化。また、平成21年度に開設された2箇所駐輪場で試行した新有料駐輪場制度を既存駐輪場にも普及・拡充していく。

IV 都市基盤

基本施策 * 実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
		20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
	自転車安全利用促進のための講習会の実施	○	○	○	○	自転車安全利用に特化した講習会を開催し、安全・安心な交通環境を整備。これまでに一般講習会に3,000名以上、出張講習会や市内中学校を対象としたスタントマンによる事故再現型講習会などに2,400以上が参加し、自転車安全利用認定証を交付。
	自転車の運転マナー等の啓発	○	○	○	○	武蔵野警察署の呼びかけにより、市内三駅周辺の街頭で自転車マナーアップキャンペーンを行い、マナーの悪い利用者に注意を促している。
交通環境でのバリアフリー化の展開						
	交通バリアフリー基本構想の推進	○	○	○	○	交通バリアフリー基本構想に定められた特定事業の進捗状況を毎年度確認するとともに、各事業に対し、適宜、事業推進を働きかけている。また、平成22年度に設置されたバリアフリー基本構想改定委員会において、これまでの事業の進捗を評価し、今後の課題をまとめた。平成22年度に基本構想を新法対応に改定し、更なるバリアフリー化の推進を図る。
	歩道上ベンチの設置	○	○	○	○	平成7年以降、歩道幅員3m以上、300m間隔を基準に、ベンチ75基・スツール73基(21年度末現在)を設置しており、環境配慮の側面から、木材は多摩産の木材を使用。バリアフリー基本構想改定にあわせて、事業の拡大を検討する予定。

住宅施策の総合的展開

計画的な住宅政策への取組み						
	住宅マスタープランの改定及び公的支援策の検討	○	○	◎		現行の住宅マスタープラン(平成13年策定)の事業期間が平成22年度で終了することから、平成22年度に第三次住宅マスタープランの策定中。公的支援策については、市営住宅、福祉型住宅による供給をはじめ、高齢者入居支援事業や公的住宅通知登録制度などにより行っている。平成21年度シニア住み替え支援に関する研究を行った。
	福祉型住宅のあり方の検討	○	○	○	○	平成22年度策定の第三次マスタープランにおいて、福祉施策と住宅施策の整合を含め、あり方の検討を行う。
良質な住まいづくりの支援						
	良質な民間住宅建設を誘導する新たな制度の研究	○	○	○	○	住まいに関する相談や住まいづくりに関する情報提供(耐震・耐久セミナー、耐震フォーラム)を実施。
	民間賃貸住宅情報のネットワーク化	△	○	○	○	高齢者の入居支援を進めるために、宅地建物取引業協会武蔵野三鷹支部と連携して協力不動産店をリスト化して市民へ情報を提供。
	分譲マンションの適正な維持管理のノウハウや円滑な建替えについての取組みなどへの支援	○	○	○	○	分譲マンションの管理組合の役員、区分所有者を対象に分譲マンションの維持管理や、建替えに関する諸問題について、専門家による相談会(分譲マンション無料相談会、年3回)を開催し、マンション居住者に対する支援を実施。
	賃貸マンションの老朽化問題の研究	○	○	○	○	よろず相談(月1回)や、専門家による相談会(分譲マンション無料相談会、年3回)において、賃貸マンションの老朽化について相談・対応。

IV 都市基盤

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策 事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
安全・安心な住まいづくりの支援					
防犯情報提供等による安全・安心な住まいづくりの推進	○	◎			平成17年度から3年間の期間限定で住まいの安全支援のために住まいの防犯助成制度を実施。2年間延長して平成21年度で終了。
民間住宅耐震助成事業等による住宅の耐震性向上	○	○	○	○	平成21年度から、市民の利用しやすい耐震支援総合窓口一本化を実現するために、これまで建築指導課所管の①民間建築物耐震診断助成事業②建築物耐震性相談業務③安心・賑わいのまちづくり促進型耐震助成金を住宅対策課に移管し、耐震支援総合窓口の一本化を実現。
発災時初期被害軽減対策の重要性と市の支援策の周知	○	○	○	○	家具転倒防止は、平成7年度から高齢者・障害者に対して無料取付事業を実施しており、平成18年度には一般世帯を対象に1/2補助事業を実施した。平成21年度からは、東京都市長会の予算により器具の配布及び高齢者世帯等への取付けを無料で実施している。また、ブロック塀等の倒壊対策として昭和57年度から改修及び補強する所有者に対しての補助制度を実施。
環境に配慮した住まいづくりの支援					
エコライフ体験機器貸出しの実施	○	○	○	○	環境に配慮した住まいづくりを進めるため、家庭において電気の恩恵を感じる、お日様発電キットなどエコライフ体験機器の貸出しを実施。
民間住宅での雨水利用促進	○	○	○	○	環境配慮・防災対策などの利点がある雨水タンクは平成20年度までは貸出し方式であったが、より広く雨水利用を広げるために平成21年度より雨水タンク購入助成制度にレベルアップして実施。
公的住宅建替えに伴う環境整備の推進					
大規模団地建替えへの対応	○	○	○	○	桜堤地区の民間譲渡された旧UR所有地については、引き続き関係機関と協議、調整を行う。都営武蔵野緑町二丁目第3アパートの建替事業については平成22年度完成予定であるが、都市再生用地については、都と協議、調整を行う。
市営住宅の建替え	○	◎			市営西久保住宅については、桜堤地区へ移転し、建替え(平成20年度～21年度)事業が完了。

住宅とまちの防災対策の推進

災害に強い都市基盤と環境の整備					
多様な災害を想定した都市基盤整備の推進	○	○	◎		本市の既存市有施設の耐震性能整備については、一部の施設を除き、平成21年度に一定の完了。平成20年3月に策定された『武蔵野市耐震改修促進計画』で、新たに3施設が対象となったが、これらについても既に耐震診断を実施し、補強必要となった2施設については、平成22年度中に耐震補強を完了予定。
震災復興マニュアルの策定	□	□	□	□	東京都震災復興マニュアルや区市町村震災復興標準マニュアル等を参考にし、武蔵野市地域防災計画と整合を図りながら、地域特性を反映した実効性のある震災復興マニュアルを策定するため、調査・検討・研究を行う。

IV 都市基盤

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
		20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
防災空間の確保						
	避難空間の確保と延焼遮断機能等の拡充	○	○	○	○	道路幅員27m未満の幹線道路については、住民発意の地区計画等による用途地域の見直しや高度利用の誘導、オープンスペースの確保を推進し、また、防火地域の変更等により建築物の不燃化や耐震化を促進する。 実績：西調布境橋線沿線地区地区計画（平成21年1月22日都市計画決定。用途地域等の変更。）
	木造建築物の不燃化の促進	○	○	○	○	平成16年度に最低敷地を導入し、住宅戸数密度の改善を図るとともに、準防火地域の指定により、建替えに伴い建物の不燃化を誘導し、地域の安全性の高い良好な住環境を促進。また、木造密集市街地の整備に関する情報収集を進めている。
建築物の被災時安全性の向上						
	市内既存建築物の耐震性の強化	○	○	○	○	・平成18年1月から耐震性無料相談窓口、同年9月から民間建築物耐震診断助成制度、平成20年4月から安全にぎわいのまちづくり促進型耐震助成制度を開始。 ・平成20年度策定の「武蔵野市耐震改修促進計画」の耐震施策に係る総合窓口化の方針に沿って、平成21年度からこれらの事業を住宅対策課に一本化。
	応急危険度判定体制の整備	○	○	○	○	東京都防災ボランティアとして応急危険度判定員登録をしている市内在住在勤の判定員を対象に協議会を開催し、判定訓練や講習会等により判定技術のフォローアップと体制整備を図っている。
	建物復旧のための被災度区分判定の仕組みづくり	□	□	○	○	関係団体との連携を視野に入れた被災度区分判定の態勢整備に向けた仕組みづくりを検討中。
	既存建築物の防災安全対策の指導強化	○	○	○	○	・既存雑居ビルに対して、消防と連携し、吉祥寺駅周辺合同査察を年2回実施。 ・風俗営業許可及び食品衛生法の営業許可に係る情報提供等を受けて、警察・保健所・消防と連携し、建築基準法上の維持管理に係る不良箇所に対して是正指導を行っている。

吉祥寺圏の都市基盤整備

「グランドデザイン」に基づく事業の展開						
	駅南北自由通路の良好化	○	○	○	○	吉祥寺駅改良工事にあわせて、既存の南北自由通路を拡幅・直線化する。本市、JR、京王の3者による覚書を平成19年3月に、平成21年7月に基本協定を締結。また、平成21年度にはJR区間の実施設計を行った。工事は平成24年度に着工し、平成25年度に完成予定。
	吉祥寺方式による荷捌き車両対策の推進	○	○	○	○	平成20年8月に関係者からなる「吉祥寺方式物流対策委員会」を設置し、吉祥寺の都市内物流対策について検討・協議を行っている。平成21年9月から民間の時間貸し駐車場を利用した特定時間帯割引駐車料金適用事業を開始。また、平成23年2月に共同集配送事業を開始する予定。
	吉祥寺地下利用の可能性に関する検討	□	□	□	□	平成20年度に設置した「吉祥寺まちづくり推進委員会」の中で西友・有里寿駐車場を拠点とした地下自動車駐車場構想は一時棚上げとした。自転車駐車場の活用については引き続き検討していく。

IV 都市基盤

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策 事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
吉祥寺駅周辺の交通対策					
違法駐車防止対策	○	◎	×	×	平成21年4月、放置車両確認事務の民間委託(駐車監視員)の活動開始に伴い、同年3月末日をもって「武蔵野市違法駐車防止に関する条例」に基づき配置していた交通指導員業務委託を取りやめ、駐車対策本部を廃止。
吉祥寺駅周辺駐輪場対策の検討	○	○	○	○	自転車等総合計画や三駅周辺自転車等駐車場整備計画に基づき、鉄道事業者や商店会と協議しながら、自転車駐車場を整備していく。平成20年度に「大正通り北自転車駐車場」、平成21年度に「吉祥寺パーキングプラザ公共自転車駐車場」、平成22年度に「吉祥寺大通り北自転車等駐車場」が開設予定。 なお、整備に合わせて路上駐輪場を閉鎖し、歩行空間を確保。
「安全、清潔、楽しいまち吉祥寺」の推進					
迷惑喫煙、ポイ捨て、落書き防止の推進	○	○	○	○	吉祥寺駅周辺の路上禁煙地区を毎月1回吉祥寺活性化協議会、商店会、警察、ようこそ美しいまち委員会と協働し市民や来街者などに対する喫煙マナー向上運動を実施。また、ごみゼロデー、市内一斉清掃と時期を合わせ喫煙マナーアップキャンペーンを行い、駅頭での禁煙地区の周知の呼びかけ、啓発清掃活動を実施。 市内の落書きを防止するため、落書き消しちやい隊を年2回以上開催している。また、被害者へは消去剤の配布を行うと共に、小さな落書きで消去可能なものは、市職員にて随時消去を行う。消せない物件もあり、書かれにくいコーティング塗装には補助を行う。
雑居ビル等の防災・防犯対策の推進	○	○	○	○	主に吉祥寺駅周辺の繁華街にある既存雑居ビルを対象に、①平成15年より「武蔵野市生活安全計画」に基づく消防署との年2回の特別合同査察や②警察署・保健所と連携して風俗・飲食店営業許可の機会に消防署との合同査察を実施。階段や通路などの避難施設に重点を置いた点検と必要な是正指導を実施し、火災等による被害の未然防止対策を行っている。
セントラル吉祥寺(中央地区)における重点整備					
北口ハモニカ横丁の整備方策の検討	□	□	□	□	防災性の向上を念頭におきながら、関係者との連携を強化し、まちづくりの推進体制や、ライフラインとなる基盤整備などについて、検討を行う。
イースト吉祥寺(東部地区)における重点整備					
区画道路の整備と活性化方策の検討	○	○	○	○	長年進められている環境浄化の取り組みを着実に進めるとともに、新たな魅力の向上を図るため、自転車駐車場として暫定利用されている市有地の利活用方策を検討。区画道路である市道第298号線及び同第299号線については、イーストエリア地区の核となる道路として整備を推進。
地区のビジョンに基づくまちづくり	○	○	○	○	市有地の利活用方策を検討するとともに、居住環境の改善やエリアの活性化を目指して、地元関係者が主体となって住民提案型の地区計画について検討中。

IV 都市基盤

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策 事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
ウエスト吉祥寺（西部地区）における重点整備					
地区計画等の制度を活用した地区のあり方の検討	○	○	○	○	住宅地と商業地が調和・融合した、新たな魅力を持った複合市街地を形成するため、平成20年5月に地元関係者が主体となって協議会を設置し、住民提案型の地区計画について検討中。
パーク吉祥寺（南口地区）における重点整備					
吉祥寺駅南口駅前交通広場の整備	○	○	○	○	現在、用地取得の交渉を実施中。平成22年6月末現在、317.22㎡買収済み。用地取得率25.3%。
吉祥寺駅南口周辺再整備基本構想の検討	△	△	△	△	吉祥寺駅南口は井の頭公園と吉祥寺駅周辺地区とを結び付ける結節点にあたり、その発展は吉祥寺駅周辺地区全体の発展につながるものである。そのため、駅南口周辺のまちづくりを進めるため、再整備についての基本構想の策定を行う。
井の頭公園へのアクセス環境の整備	○	○	○	○	吉祥寺駅から井の頭公園へのアクセス道路として、より快適な道路整備を図る。平成21年度末の用地買収率は43.9%。※景観整備路線事業計画の対象路線となっており、井の頭公園までの約80mの区間は平成25年度を目途に整備予定。

中央圏の都市基盤整備

三鷹駅周辺地区の将来像の検討					
三鷹駅北口地区の再整備方針の策定	△	△	□	○	都市マスタープランの方針に基づき、三鷹駅北口周辺地区全体に及ぶ都市機能配置や活性化など、より幅広い視点から将来的なまちづくりの方針について検討と提案を行う。この地区に多く散在する市街地を含む低・未利用地の適切な利用、歩行者と自動車が輻輳する駅前広場や駅周辺地区を含めた交通導線の再検討を行う。
交通環境の整備					
北口補助幹線道路整備の推進	○	○	○	○	将来の駅周辺の高度利用を踏まえ、計画的な土地利用及び駅前広場の通過交通の排除を図るため、迂回路としての機能をもつ補助幹線道路として整備する。平成21年度末の用地買収率は、市道第293号線は45.9%、市道第129号線は26.8%。 ※景観整備路線事業計画の対象路線
三鷹駅周辺駐輪場の整備	○	○	○	○	自転車等総合計画や三鷹駅周辺自転車等駐車場整備計画に基づき、鉄道事業者や商店会と協議しながら、自転車駐車を整備していく。平成21年度に「武蔵野タワーズ地下公共自転車駐車場」を開設。引き続き、不足している駐輪場の確保に努めていく。 なお、整備に合わせて路上駐輪場を閉鎖し、歩行空間を確保。
快適な道づくりの推進					
かたらいの道の整備	○	○	○	○	三鷹駅から市民文化会館を結び、市役所とつながる道路を中央圏の主軸となる歩行者・自転車優先の道路と位置づけ、「かたらいの道」として平成6年度から道路の景観整備を進めている。整備済の路線延長は約1,150mで、残事業は1街区（約50m）のみ。平成21年度末の用地買収進捗率は93.7%。

IV 都市基盤

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策 事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
大規模団地建替えと住環境の改善					
都営武蔵野アパートの建替え	○	○	○	○	建替事業は平成22年度完成予定であり、都市再生用地については引き続き、協議、調整中。
西久保2・3丁目の整備					
地区内の公共空間の拡充・整備促進	○	○	○	○	東京都が定めた木造住宅密集地域プログラムに位置付けられていた木造密集地（西久保2・3丁目）については、都市マスタープランの方針に基づき、建築物の耐震性、耐火性を向上しつつ、緊急車両の活動や避難経路を確保するため、狭あい道路や公園緑地などの公共空間の拡充、整備を検討し、事業化を図っている。

武蔵境圏の都市基盤整備

武蔵境駅周辺の総合的まちづくりへの取組み					
鉄道連続立体交差事業の完成	○	○	○	○	鉄道に交差する道路の渋滞解消、鉄道・道路の安全確保及び武蔵境地域の南北一体化のまちづくりを推進するため、JR中央線及び西武多摩川線の連続立体交差事業に伴う負担金を東京都に対し支出する。 西武多摩川線：高架化工事は平成18年12月に完了 JR中央線：三鷹～国分寺間高架化工事のうち、下り線は平成19年7月に完了。上り線は平成21年12月に完了。国分寺～立川間については平成22年11月に高架化予定。事業認可を平成22年度末から平成25年度末に延伸。
市民参加による駅舎づくりの推進	○	○	○	○	地元住民の視点に立った武蔵境駅舎周辺環境整備基本計画（平成10年3月）を策定し、駅舎の基本計画案を鉄道事業者に要望。平成14年12月に鉄道事業者より武蔵境駅デザイン案の公表。 駅周辺の都市基盤整備事業の内容及び時期を明確にするため、平成21年度にリーフレットをリニューアル。 回遊性の高い賑わいのある駅前空間を創出するため、駅舎連続施設を計画。南側は平成20年に完成。北側部分も平成24年の駅舎の完成に合わせて整備予定。
駅前広場整備	○	○	○	○	武蔵境駅北口広場基本設計に基づき、関係機関との調整・協議を実施し、鉄道連続立体交差事業に合わせて駅前広場を整備する。 鉄道連続立体交差事業のタワークレーンが撤去された後、平成24年度以降に駅前広場整備を行う。
区画道路の整備	○	○	○	○	良好な住環境の形成、健全な市街地の発展及び防災機能の強化を図るため、市道第291号線の電線共同溝引込管路設置工事及び道路築造工事（第1・2工区）を実施。平成23年度の道路築造工事（第3工区）に向けた先行工事（下水・水道・ガス）を実施。
3・4・24号線の整備促進	○	○	○	○	平成14年度から事業中である「アジア大学通り～もみじやま公園」区間は、平成23年度を完了予定として施工中。 「もみじやま公園～連雀通り」区間は、現在、都により用地買収が推進されている。

IV 都市基盤

基本施策 * 実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策 事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
JR中央線の連続立体交差事業推進の円滑化					
高架下空間への公共施設の整備	□	□	□	□	鉄道高架下の公租公課分（無償使用できる部分）を含めて利用計画を定め、公共施設の整備を進める。 概ねのゾーニング案については、平成21年度当初に鉄道事業者及び都との間で合意に至り、今後詳細の配置およびボリュームについて協議を進める。
高架下空間利用の関係機関への要請	○	○	○	○	鉄道関連事業として、高架下空間の駐輪場としての利用など、これらが市民生活や地域社会に配慮し、プラスをもたらすようJRをはじめ関係機関に対し要請していく。 概ねのゾーニング案については平成21年度当初に鉄道事業者及び都との間で合意に至り、今後詳細の配置およびボリュームについて協議を進める。
複々線化(地下線)の事業実施の促進	○	○	○	○	長期課題としてJR中央線の複々線化(地下化)の事業化について、複促協等を通じ働きかける。
「武蔵野プレイス(仮称)」周辺地区の環境整備					
「武蔵野プレイス(仮称)」の建設及び周辺環境整備	○	○	○	◎	武蔵野プレイスは、武蔵境駅南口に近接し、武蔵境のシンボルとしても位置づけられる。この建設にあわせて、北側に連続する公園と一体的に整備し、文化創造と豊かな緑をコンセプトとして積極的に武蔵境のまちの魅力づくりを図っていく。
快適な環境の整備					
仙川水辺環境の整備(仙川リメイク)(再掲)	○	○	○	○	平成10年に策定された仙川水辺環境整備計画(仙川リメイク)に基づき、同年から、最上流である自然生態系復活ゾーン等において自然護岸の親水整備を行い、清流を確保。今後も、良好な水辺環境の創出を推進。

V 行・財政

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策 事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	

市民パートナーシップの積極的推進

協働ルールの確立に向けた取組み					
市と市民、事業者などの役割分担の見直し	○	○	○	○	平成19年度に、NPO法人関係者と公募市民・市職員から構成される市民協働ハンドブック作成委員会を設置し、平成20年4月に「武蔵野市市民協働ハンドブック」を発行。本市の協働ルールとした。 平成21年3月に策定された第三次行財政改革を推進する基本方針に基づき、単なるコスト、効率面からの視点だけでなく、公民の適切な役割分担のもと、地域社会全体の力を向上させる視野を有した、事務事業・補助金見直しの基準（適切な事業実施主体選択の基準）を平成21年7月に策定。
自治体運営の基本的なルールの検討	○	○	○	○	市と市民、事業者等の協働及び役割分担に向けたルールづくり、自治体運営の基本的なあり方を検討するため、シンポジウムや連続講座を開催。平成20年度はシンポジウムを実施。平成21年度は本市における市民活動等について情報等を共有するためのシンポジウムと連続講座を実施。
協働のための地域の力の育成					
市民活動の場の確保	○	○	○	○	平成19年9月に、市役所西棟7階に市民協働サロンを開設。市民活動団体の情報収集と提供・交流・活動の場として、打合せスペース・印刷機・紙折り機・裁断機・パソコン・プリンター等を設置し、スタッフ・コーディネーターを配置。
市民活動を支える人材の育成	○	○	○	○	平成21年度は、平成20年度より市民協働サロンの管理運営を委託している「特定非営利活動法人武蔵野市NPO・市民活動ネットワーク」に、協働推進事業やパートナーシップ啓発事業の企画・運営も委託し、市民活動をしている人、興味のある人、市職員に対し、市民協働についての知識や理解を深めるための講座等を実施。
市民ボランティアや市民活動団体、NPOの積極的な活動への支援	○	○	○	○	平成19年9月、市役所西棟7階に市民協働サロンを開設。市民活動団体の情報収集と提供・交流・活動の場として、打合せスペース・印刷機・紙折り機・裁断機・パソコン・プリンター等を設置するとともに、スタッフを配置（平成21年度からはコーディネーターも配置）し、市民活動への積極的な支援を実施。
NPO・市民活動サポートセンター（仮称）の整備	○	○	○	○	平成19年9月に、市民活動支援・市民協働推進の場とするため市役所西棟7階に市民協働サロンを開設。平成23年開設予定の武蔵野プレイス内にNPOをはじめとする市民活動団体の活動・交流・連携等を支援する「NPO・市民活動サポートセンター（仮称）」を整備予定。
市民による市政参加の拡大					
様々な世代や性別などに配慮した市民公募の推進	○	○	○	○	平成20年4月に「附属機関等の委員の公募について」において、幅広い市民が市政に参加できるように、公募市民選任における重複の禁止や選考方法を明確化。それに基づき、市民公募を実施。
市民参加における双方向性の強化	○	○	○	○	ホームページに「市民参加」のメニューを設け、委員の公募や委員会の開催、パブリックコメントの募集などにかかる情報を市民にわかりやすく提供。

V 行・財政

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
		20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
	計画段階でのパブリックコメントの推進	○	○	○	○	広く市民意見を聴取し計画に反映することが適切な計画等については、計画段階でのパブリックコメントを引き続き実施。
	新たな運用形態を含めた電子会議室の見直し	□	□	□	×	設置当初は利用実績があったが、近年はパブリックコメントの仕組みが社会に定着し、またツイッター等市民相互のやりとりが可能なツールが浸透してきたことなどから利用実態がない。同機能の閉鎖を予定。

市民ニーズに応えるサービスの提供

ITを活用したサービスの拡大						
	電子申請手続きの拡充	○	○	○	○	東京電子自治体共同運営協議会（都内56団体加入）で構築したシステムを共同利用して、インターネットにより市民や事業者からの申請、届出、申込みの手続きを受付けている。平成17年度より運用開始しており、平成20・21年度の申請件数は2,337件。
	法人市民税の電子申告の導入の検討	□	□	□	◎	平成22年3月より税の新システムを本格稼働した。新システムを活用した電子申告の導入について、今後検討。
	固定資産税（償却資産）の電子申告の導入の検討	□	□	□	◎	納税者の利便性向上と地方税務行政の高度化・効率化を目的とし電子申告について、平成23年度中の導入を目指し準備中。
	マルチペイメントシステムの導入の検討	□	□	□	□	日本マルチペイメントネットワーク推進協議会にオブザーバー会員として参加し、研究中。実施に際しての費用、事務量、他市の状況（利用状況を含む）を調査するとともに、コンビニ収納の拡大に合わせて納付書の様式変更が可能か検討中。
	総合サービスカード（ICカード）の導入の検討	□	□	□	□	総合サービスカード（ICカード）の導入について、市民のニーズ、技術面・費用面を考慮し、導入の可否を引き続き検討。
行政サービスの提供機会の拡大						
	市政センターの休日開所・自動交付機導入と取扱業務の拡大	○	○	○	○	平成20年8月より中央市政センターにおいて毎月第2・第4日曜日、午前9時～午後4時に休日開庁を試行実施。平成22年4月より同じ開庁時間で本格実施。平成20年9月1日より自動交付機が稼働。市役所西棟E Vホール、商工開館1階E Vホール、イトーヨーカドー武蔵境店東館1階、かたらいの道・市民スペースに自動交付機を設置。
	コンビニなどを活用した市税収納の検討	○	○	○	○	平成20年度より軽自動車税について実施。
市民要望に的確に応える仕組みづくり						
	市政コンシェルジュ（仮称）の設置の検討	○	○	○	○	市政コンシェルジュ（仮称）の在り方について引き続き検討。
	市民相談窓口の相互連携の推進	□	□	□	□	20年度までは、コールセンターを設置し、「市政コンシェルジュ（仮称）」の役割を担わせる方向で研究。本市の規模ではコスト的に見合わないことから、21年度からは、ホームページ上の「よくある質問」の充実等、職員間の情報共有や相互連携を推進していく方向で検討。
	「よくある質問」の定期的な見直しと仕組みの拡充	○	○	○	○	市民から市に寄せられる「よくある質問」について、ホームページ上で公開し、定期的な見直しを行うことで、市民がいつでもどこでも必要な情報を取り出せる仕組みを拡充。

V 行・財政

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策 事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	

積極的な情報発信と情報セキュリティの徹底

インターネットによる情報提供の推進					
ユニバーサルデザインの視点によるホームページの改善	□	□	□	◎	日本工業標準調査会(JISC)が定める「高齢者・障害者等配慮設計指針(JIS-X8341)」をガイドラインとし、今後の市のホームページ更改に向けて準備中。
在宅中心の市民向けの情報提供システムの研究	□	□	□	◎	子育て世代や高齢者など、市民があらかじめ個別に指定した情報のページが更新された場合に、その更新をメールで知らせる機能を追加することにより、関心のある分野の最新の情報を市民が共有できるようにするため、今後のホームページ更改に向けて研究。
市政・地域情報の充実					
市報の見直し	□	□	□	◎	「市報むさしの」について、市政・地域情報の入手手段として一層の定着を図るとともに、記事の見つけやすさや見やすさなどの向上を図るため、構成や見出しの配置など、紙面の改善を検討。
効果的な情報発信のための市民調査	◎	□	□	□	平成20年度に「武蔵野市広報効果測定」を実施し、市民を対象にした広報媒体の利用実態の調査や、広報の専門家による評価を実施。
効果的な情報発信のための市民による評価システムの研究	□	○	○	○	利用者の評価や意見を情報提供に反映するため、平成21年度に市ホームページの各ページにその情報に対する利用者の評価や意見を集める機能を追加導入。
市政資料検索システムの開発・活用の検討	△	□	□	○	ホームページ更改に併せて、ホームページ上で検索できる市政資料一覧のページを構築する。
情報セキュリティの徹底					
セキュリティ・ポリシーの徹底	○	○	○	○	情報セキュリティポリシーについて、平成19年度に見直しを実施。
セキュリティ・ポリシー遵守のための職員研修の実施	○	○	○	○	情報セキュリティポリシーに基づき、平成20・21年度は、一般職員や非常勤職員に対しての情報セキュリティ研修を、8回実施。292名が参加。また、新任管理職(25名)に対してe-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施。
セキュリティ実施手順と運用マニュアルの策定	○	○	○	○	各課の業務システムすべてに対し、情報セキュリティ実施手順及び業務運用マニュアルを策定するよう徹底。年1回の情報セキュリティ自己点検により、策定状況について調査を実施。
実施手順に沿った内部監査の実施	○	○	○	○	情報資産に対する情報セキュリティ対策が適正に実施されているかを検証し、情報セキュリティマネジメント水準の維持・向上を図ることを目的として、平成19年度から内部監査を実施。
外部団体によるセキュリティ監査の実施	○	○	○	○	電子計算組織におけるセキュリティ対策が、外部からの不正侵入、内部からの不正利用等に対して、十分な保護措置が講じられているかどうかを検証するため、平成15年度から外部監査を実施。
ホームページのセキュリティの適切な管理	○	○	○	○	市ホームページについて、市民サービスの安定性向上及びセキュリティ対策強化を目的として、平成17年度より外部の専門事業者へ委託を行い、24時間365日の運用管理を実施。

V 行・財政

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策 事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	

健全な財政運営の維持

財政運営のガイドラインの設定						
	バランスシートを活用した財政運営のガイドラインの設定の検討	□	□	○	◎	中長期財政見通しの作成に合わせて財政運営のガイドラインの設定を検討。 平成21年度は、公債費の後年度負担を抑制するため、適正な起債額となるよう予算編成を実施。
会計改革の推進						
	複式簿記会計の導入の検討	□	□	□	□	都など他団体の動向を情報収集し、導入の検討を行う。今後は、財務会計システムの入替えの中で検討予定。
適正な受益と負担						
	使用料・手数料の定期的な見直し	○	○	○	○	使用料・手数料の全面的な見直しは、4年ごとに実施しており、平成21年4月に改定。また、個別の見直しについても、随時行い、適正化を図っている。
	広告料収入の検討	○	○	○	○	ホームページにバナー広告を掲載し、広告料を徴収。平成22年度からは、「季刊むさしの」「私の便利帳」などの広報誌に広告を掲載することで、発行委託にかかるコストダウンを図っている。
計画的な予算編成と説明責任の強化						
	政策・施策レベルの行政評価制度の構築	□	□	□	□	個別事務事業評価の実施及び見直しを通じて、効果的・効率的な行政評価制度の構築につき検討。
	予算と連動した仕組みを視野に入れたアウトカム手法の行政評価制度のあり方の検討	□	○	○	○	個別事務事業評価の実施及び見直しを通じて、予算と連動した事務事業評価を平成21年度に実施。引き続き行政評価制度のあり方を検討。
	市民にわかりやすい予算の公表	○	○	○	○	市民にとってわかりやすい予算の公表となるよう、「年次財務報告書」や「予算の概要」、「決算資料」等の内容について見直しを図っている。また、ホームページの掲載についても、情報提供のあり方について検討中。
	監査委員機能の充実	○	○	○	○	監査制度の充実・強化等について第29次地方制度調査会の答申及び現在開催中の地方行財政検討会議での議論を踏まえ検討。 監査委員、事務局と専門家との一層の連携を検討するとともに、監査委員をサポートする事務局機能の強化として、専門的な研修への参加を実施。
	外部監査機能の積極的活用の検討	○	○	○	○	外部監査機能の活用について引き続き検討。
公共施設の計画的整備						
	公共施設の中長期資産管理計画の作成	○	○	○	○	「中長期資産管理計画」は、FMの視点のうち経済性について検討を行い、庁内の検討報告書としてまとめた。また、全ての市有施設について、計画的な劣化予防保全や機能的改良保全を図りながら長寿命化に努めている。

V 行・財政

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
		20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
	総合的な改善・整備計画の作成	○	○	○	○	「耐震性能整備」については、平成22年度に完了予定。「劣化保全整備」については、平成17年度より独自事業として実施中。「福祉性能」については、バリアフリー新法に基づき既存施設の適合状況を平成22年度中に調査を完了し、改修方法を検討する予定。「環境性能」については、省エネ・省CO2改善の整備方針を環境政策課等と検討中。
	利用者の満足度調査及び事後評価の実施	□	□	□	□	FMにおいて重要な視点となる利用者満足度に基づく施設整備は、その取り組み手法などについて、国や都においても未だ研究段階であり、引き続き情報収集等を行う。
	武蔵境市政センターの移設の検討	□	○	○	○	平成21年度より、公共施設配置の在り方検討委員会において、武蔵境市政センターを含めた公共施設配置在り方の検討を実施。平成22年度に議論の方向性を示す予定。
市有財産の有効活用の研究						
	市有財産・未利用地の活用の研究	□	□	○	○	平成21年度に、未利用・低利用地の有効活用に関する基本方針を策定。平成22年度からは、基本方針に基づき、土地の売却や駐車場利用等の活用を進める。行政財産についても、使用料条例を制定すると共に、本来の目的や用途などを阻害しない範囲での利用に供することを検討。
財政援助出資団体の経営改善の推進						
	財政援助出資団体への適切な指導監督の実施	○	○	○	○	平成21年2月に財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針を策定。平成22年度に同方針に基づく実行計画として、財政援助出資団体経営改革プランの見直しを実施。適切な指導監督を行うと共に、実施状況の把握や経営の改善を指導し、必要な場合は見直しを行うため、平成22～24年度を計画期間とする経営改革プラン等を策定。
	財政援助出資団体のあり方の検討	○	○	○	○	平成21年2月に財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針を策定。平成22年度に同方針に基づく実行計画として、財政援助出資団体経営改革プランの見直しを実施。適切な指導監督を行うと共に、実施状況の把握や経営の改善を指導し、必要な場合は見直しを行うため、平成22～24年度を計画期間とする経営改革プラン等を策定。これらを通じて、財政援助出資団体のあり方を引き続き検討。

時代の変化に対応する柔軟な行政運営

地方分権などへの的確な対応						
	分権改革に伴う経営力を高める取組みの推進	○	○	○	○	自治大学校への派遣（第2部課程及び新時代・地域経営コースへ各1名）や東京都市町村職員研修所主催の自治体経営研修、政策課題研修等への研修受講の推薦（各1～2名）、また、市独自研修として入庁3年目の職員を対象に経営シミュレーション研修を実施。行財政改革アクションプラン、職員定数適正化計画の着実な推進により、効果的な行政運営に取り組むと共に、経営力を高める取組みを引き続き検討。

V 行・財政

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20	21	22	23	
事業	実施	実施	実施	予定	
事務事業・補助金の見直し					
事務事業・補助金の見直し方針の策定	○	◎			平成20年6月に「武蔵野市補助金評価委員会」を設置し、補助金制度のあるべき姿について審議を行い、地域と行政との間における協働型の事業実施の拡大を目指して、今後の方向性について取りまとめた。 平成21年3月に策定された第三次行財政改革を推進する基本方針に基づき、事務事業・補助金見直しの基準を平成21年7月に策定。
事務事業の見直しの実施	○	○	○	○	平成21年3月に策定された第三次行財政改革を推進する基本方針に基づき、事務事業・補助金見直しの基準を平成21年7月に策定。それに基づき、事務事業の見直しを実施。
市場化テストやPFIの導入の検討	○	○	○	○	未利用地・低利用地の活用や今後の公共施設配置の在り方の検討の中でPFIの導入について検討。また、市場化テストについても引き続き検討。
補助金の見直しの実施	○	○	○	○	補助金評価委員会の報告を基に、平成22年度予算編成において見直しを実施。
事業受託提案制度の研究	○	○	○	○	平成18年度より、環境生活部環境政策課において、同一の協働事業に対する補助金の交付は3年を限度とした「武蔵野市環境まちづくり協働事業」実施。(平成22年度で5年目を迎える中、新たな申請団体が減少し、制度が頭打ちとなりつつある。同制度を導入している他自治体でも、提案の減少が課題となっており、本制度のあり方については、制度内容の見直し・廃止等、検討・研究が必要である。)
民間委託の推進	□	□	○	○	事務事業・補助金見直しの基準に基づき、各個別事業の全体または一部を担う実施主体の選択を適切に行い、民間委託についても引き続き検討。平成22年度より、給食業務の一部について、一般財団法人給食・食育振興事業団への委託を進めるとともに、保育園業務等の一部について、一般財団法人武蔵野市子ども協会への委託を進めている。
指定管理者制度の拡大	○	○	○	○	平成20年度までに43施設に指定管理者制度を導入すると共に、平成21年2月に「指定管理者制度導入に係る基本方針」を策定。平成21年度に2施設、平成22年4月にはさらに2施設に指定管理者制度を導入。
広域連携の推進	○	○	○	○	四市行政連絡協議会等の取り組みを行うと共に、近隣区市との広域連携を引き続き検討。平成22年度より、府中市、調布市と生ごみの資源化について共同で研究中。
事務事業のIT化の推進					
ITを活用した市民サービスの向上と庁内業務の徹底した効率化	○	○	○	○	住民系のシステムについては、サーバ化を前提に最適なシステムへの移行を検討。内部管理業務のシステムについては、総合事務支援システム再構築検討委員会を設置し方向性を検討。平成21年度から構築を開始し、平成22年度中に再構築完了予定。
税務総合電算システムの導入	○	○	◎		制度改正に柔軟に対応できる安定したシステムを導入することを目的として、平成20年度から構築作業を開始。個人市民税・固定資産税及び収滞納システムは、平成21年4月より稼働を開始。法人市民税・軽自動車税システムは、平成22年度課税より稼働を開始。

V 行・財政

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策	事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
		20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
	第二次総合情報化基本計画の策定	◎				平成20年5月に、「業務と情報システムの最適化による、効率的・効果的な行政活動の実現」の基本方針に基づき、①行政サービスの利便性向上、②市役所の情報システムの最適化、③情報セキュリティの強化を基本目標とする、第二次総合情報化基本計画を策定。
	ITを活用できる人材、指導できる人材の育成	○	○	○	○	業務部門の目標達成に資するITスキルを持った人材を育成するため、IT推進職員研修を実施。平成20・21年度はシステム調達・管理をテーマにした研修を実施。46名の職員が参加。
	IT化に伴う職員のストレス緩和対策の推進	○	○	○	○	各職層における研修やITにかかる研修、メンタルヘルス研修、さらには職員間のコミュニケーションを図ることにより、職員のストレス緩和策を推進。
職員定数の適正化						
	第4次職員定数適正化計画の実施	○	◎			平成19年度から21年度までの3カ年で、退職予定人数を勘案し、業務のアウトソーシング化、指定管理者制度の導入、市場化テストの考え方の適用などを視野に入れ、100名の職員定数削減を目標として策定。平成21年度末で99名の職員定数削減を実施。
	次期職員定数適正化計画の策定	△	□	○	○	平成22年度から24年度までの3カ年を計画期間とし、武蔵野市行財政改革アクションプランの取り組みにより職員定数を見直すものも含め、市事業の外部化や一部業務の切り出し、非常勤職員及び臨時職員の活用等、事業コストを踏まえた総合的な観点から職員定数の適正化をはかり、168名の減員を行う。22年度は26名を削減。
	任期付職員制度の活用の推進	○	○	○	○	枠組みの変化等に対して柔軟に対応できるよう、専門性のある職を中心に、任期付職員を採用。任用実績は8名。
	退職職員の計画的な再任用・再雇用の推進	○	○	○	○	再任用及び再雇用職員を計画的に配置し、職員の知識や経験の継承を図るとともに、職務の経験に基づいた適正な配置を実施。平成19年度からは再任用・再雇用予定者研修を実施。
	民間企業経験者の採用の推進	○	○	○	○	職員採用試験の年齢要件について、採用時年齢を事務職30歳、技術職36歳とするなどにより、民間経験者を採用し、多様な人材確保を促進。
	1人2職制などの検討	□	□	□	□	業務の繁忙期や閑散期を活用し、応援体制をとっているが、制度化には至っていないため、引き続き検討。
	中高年齢者・障害者雇用創出事業の活用	○	○	○	○	職員がすべき業務、嘱託職員に任せられる業務を整理しつつ、嘱託職員を活用して職員定数の適正化を図っている。 また、平成21年度より、失職者の雇用を支援することを目的として、任用期間を最長2年とした緊急雇用対策を、平成20年度より障害者福祉課と共管で、障害者就労支援事業として庁内における障害者の就労実習を実施。平成22年度より、これらの事業を市民雇用創出事業として再編。

V 行・財政

基本施策 *実施状況区分:◎:完了(の予定) ○:実施中 □:検討・研究中 △:未着手 ×:中止(の方向)

施策 事業	実施状況				事業概要・実施状況等説明欄
	20 実施	21 実施	22 実施	23 予定	
職員の資質向上の推進					
職員の経営能力の養成	○	○	○	○	自治大学校への派遣（第2部課程及び新時代・地域経営コースへ各1名）や東京都市町村職員研修所主催の自治体経営研修、政策課題研修等への研修受講の推薦（各1～2名）、また、市独自研修として入庁3年目の職員を対象に経営シミュレーション研修を実施。 職員の経営能力の育成のために、長期計画策定や個別事務事業評価、概算要求等の説明会等により、効率的な行政運営や本市の計画行政について周知を行う。
職責、能力、成果に応じた給与制度の改善	○	○	○	○	全職員を対象として人事評価制度に基づく査定昇給を導入、部長職及び課長職について勤勉手当へ成績率を反映し、職責、能力、成果に応じた給与制度に改善。
職員の能力や成果が適正に反映される勤務評定制の構築	○	○	○	○	勤務評定制度を人事評価制度として再編し、評価者訓練の定期的な実施、課長職と被評価者との面談の制度化などにより、適正な評価に努めた。
生活感覚溢れる職員の育成	□	□	□	□	採用時から各職層の研修においても、市民目線で考え、かつ行政のプロとしての意識を持った職務行動にあたる職員の育成に努めている。市民感覚を持った職員育成のため、職員行動指針の策定などに取り組んでいる。
職務に対する意欲を高めるための点検・改善活動の推進	□	□	○	○	職員行動指針策定により、職員が武蔵野市のミッション達成のために必要とされる職務行動やその背景にある価値観について共有し、組織全体として資質の向上を図っていく。